



合併市町村基本計画

新市まちづくり計画

伊佐市

(令和4年6月 一部改定)

(平成29年12月 一部改定)

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 序論 | 1 |
| 1 計画策定の背景..... | 1 |
| 2 計画策定の方針..... | 2 |
| 第2章 新市の概況 | 4 |
| 1 位置・地勢..... | 4 |
| 2 歴史的経緯..... | 4 |
| 3 人口の動向..... | 5 |
| 4 産業の動向..... | 7 |
| 5 将来人口の見通し..... | 9 |
| 第3章 合併の必要性和効果 | 11 |
| 1 合併の必要性..... | 11 |
| 2 合併の効果..... | 13 |
| 第4章 新市まちづくりの基本方針 | 14 |
| 1 まちづくりの主要課題..... | 14 |
| 2 新市の目標将来像..... | 17 |
| 3 新市まちづくり計画の体系..... | 18 |
| 4 4つの基本方向..... | 19 |
| 5 7つの施策の方向..... | 20 |
| 第5章 具体的な施策の展開 | 24 |
| 1 多様な協働によるまちづくり（市民参画・協働の推進・人権の尊重・男女共同参画）..... | 24 |
| (1) 市民参画によるまちづくりの推進..... | 25 |
| (2) 平等な社会参画と多様な主体の協働の推進..... | 26 |
| 2 時流にあった行財政基盤づくり（行財政改革・情報化の取組み）..... | 27 |
| (1) 効率的・効果的な行財政基盤の構築..... | 28 |
| 3 新たな価値を生み出す地域産業づくり（産業の振興）..... | 29 |
| (1) 信頼とこだわりの伊佐ブランドづくり..... | 30 |
| (2) 持続可能で安心できるモノづくり..... | 31 |
| (3) 異業種連携とオリジナルなサービスによる地場産業づくり..... | 33 |
| (4) 食と食文化による地域総合型のサービス体系づくり..... | 34 |
| (5) 地域を活かす伊佐流ツーリズムの振興..... | 35 |
| 4 安全で快適な生活空間づくり（都市基盤・生活基盤の整備）..... | 36 |
| (1) 安全で安心な生活環境づくり..... | 37 |
| (2) 人にやさしく快適なまちの基盤づくり..... | 39 |

| | | |
|------------|-------------------------------|-----------|
| 5 | 自然と調和した潤いある環境づくり（環境の保全と活用） | 41 |
| (1) | 豊かな自然環境の保全 | 42 |
| (2) | 衛生的で安定的な生活基盤づくり | 43 |
| (3) | 環境にやさしいまちづくり | 44 |
| 6 | ともに支える明るく元気な人づくり（保健・医療・福祉の充実） | 46 |
| (1) | 生涯にわたるいきいきとした健康社会の実現 | 47 |
| (2) | 安心・ゆとりのある地域福祉の実現 | 49 |
| (3) | 高齢者の笑顔があふれる元気なまちの実現 | 50 |
| (4) | 安心して産み・育てやすい子育て支援の推進 | 52 |
| (5) | 障害者福祉の充実と障害者の自立促進 | 53 |
| 7 | 地域と学び未来に生かす人づくり（教育・文化の充実） | 54 |
| (1) | 人が活性化する交流の促進 | 55 |
| (2) | 生きる力と豊かな感性を育む学校教育の充実 | 56 |
| (3) | 次代を担う青少年の健全育成 | 57 |
| (4) | 互いに学び高めあう生涯学習の推進 | 58 |
| (5) | 心身を磨く生涯スポーツの推進 | 59 |
| (6) | 伊佐をたしなむ文化芸術の振興 | 60 |
| (7) | 地域固有の貴重な文化財の保存・活用 | 61 |
| 第6章 | 主要プロジェクト | 62 |
| 第7章 | 県事業の推進 | 70 |
| 第8章 | 公共的施設の適正配置と整備 | 71 |
| 第9章 | 財政計画 | 72 |

第1章 序論

1 計画策定の背景

これまで、地方自治体は幾度かの合併を繰り返し、明治21年12月末現在、全国で71,314あった市町村は、平成18年12月1日現在1,817まで減少し、県内でも96あった市町村は、平成16年10月の薩摩川内市を皮切りに18の新市・町が誕生し、平成18年12月1日現在49市町村となりました。

昭和30年前後の「昭和の大合併」後、市町村行政の広域化のための対応策として、市町村合併よりも、一部事務組合等の事務の共同処理による広域市町村施策に重点が置かれてきました。

大口市、菱刈町においても、昭和46年に設立された始良・伊佐広域市町村圏協議会へ加入し、圏域を構成する市町が一体となって、圏域の総合的なまちづくりを進めるため、し尿処理やごみ処理等の生活環境の整備や介護保険制度の実施など、圏域の共通の課題に取り組み、連携しながら対応してきました。

しかし、近年、少子化傾向は一層早まり、高齢化の進行と相まって新たな市民ニーズが生じています。その一方で、国・地方を通じて極めて厳しい財政状況にあり、国・地方ともにより一層簡素で効率的な行財政運営が求められており、その一環として、国は市町村合併支援プランを策定し、市町村合併を推し進めています。さらに、国の三位一体の改革により、地方自治体の主財源である地方交付税も大幅な削減傾向にあり、財政事情はさらに厳しさを増し、社会の活力をどのように維持、継続していくかなど市町村にとって難しい状況となっています。

そのような中、地方自治体においては、地方分権が実行の段階を迎え、自らの判断と責任で、市民生活に密着したサービスの提供や地域の特色を活かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することが強く求められています。

また、近年の自動車社会の進行、情報通信手段の進展さらには生活様式の多様化により広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用など広域的なまちづくり施策へのニーズが高まってきており、このような多様化・高度化する広域的行政課題への対応も迫られています。そのため、行財政基盤の強化や行政の効率化を図ることはもちろん、地域の実情に応じた創意工夫を行い、市民参画のもと、行政サービスや各種施策を自主的・主体的に決定し、実施することが求められています。

今回の合併の意義は、両市町がより強固な行財政基盤を築き、効率的で効果的な行財政運営を行うことにより、社会の変化に対応した質の高い市民サービスを提供できる魅力あるまちを形成することであり、合併協議に取り組むこととなりました。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

「新市まちづくり計画」（以下「本計画」という。）は、大口市、菱刈町でなす本地域の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、本地域の一体性の確立及び市民福祉の向上等を図っていくために策定するものです。

そのために本地域の合併後の新しいまちづくりの基本方針を定め、これに基づいた計画を策定していきます。

なお、合併後には「総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）」を策定することとし、策定にあたっては本計画が尊重されるべきものとして位置づけます。

(2) 計画の構成

本計画は、新市まちづくりの基本方針、基本方針を実現するための具体的な施策の展開、主要*プロジェクト、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

■ 新市まちづくりの基本方針

長期的視野に立って、目標将来像、まちづくり計画の体系、基本方向及び施策の方向性について策定しました。

■ 具体的な施策の展開

基本方針を実現するために、行政分野ごとの基本的考え方、主要施策について策定しました。

■ 主要プロジェクト

基本方向に沿った新市の主要な課題に対応する分野横断的な計画であり、目標将来像を実現するためのものとして策定しました。

■ 公共的施設の適正配置と整備

市民生活への影響や地域バランス、財政事情を考慮しながら、公共的施設の適正配置の基本的考え方を策定しました。

■ 財政計画

新市において健全な財政運営が行われるように、過去の実績や今後見込まれる制度改正等による影響を踏まえながら、合併年度及びこれに続く15年間に新庁舎建設事業等完成年度までの期間を追加した財政計画を策定しました。

(3) 計画の期間

合併施行の年度及びこれに続く15年間を計画期間とします。なお、新庁舎の建設は、令和5年度までに実施設計の契約を行い、令和8年度に完成予定としています。

* プロジェクト：事業や開発の計画・企画。

(4) 計画の基本指針

- ① 新市まちづくりの基本方針は、将来を展望した長期的視野に立って策定にあたります。
- ② 主要事業の計画は、新市全域的な課題と各地域の課題を把握したうえで、地域の特性を生かした事業をハード、ソフトの両面から組み込み、基本計画を実現するために効果的な事業を選定していきます。
- ③ 公共的施設の適正配置と整備は、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、利便性や地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら検討を進めます。
- ④ 財政計画は、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、効率的かつ効果的で計画的な支出を念頭におき、新市において歳入・歳出の見直しを行いながら健全な財政運営が行われるよう十分に留意して策定します。
- ⑤ 本計画の検討に際しては、市民の意向を踏まえながら、合併により期待される効果を最大限に活用し、また合併に伴う懸念事項も適切に対応することとし、新市としての将来を見据えて真摯に取り組みます。

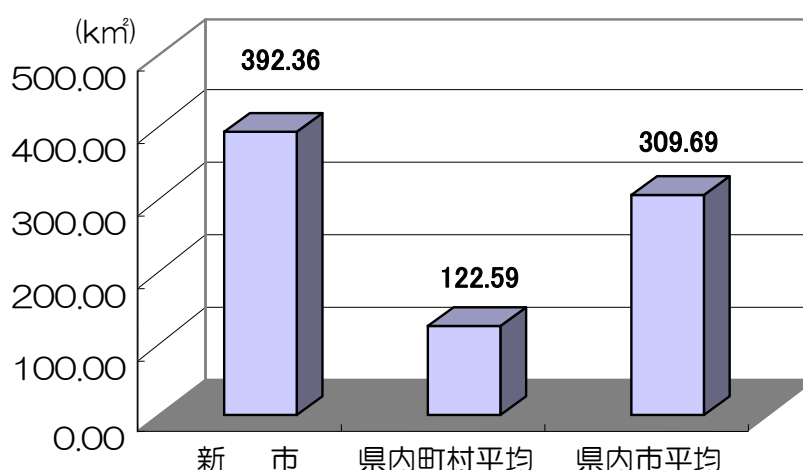
第2章 新市の概況

1 位置・地勢

新市は、鹿児島県本土の最北に位置し、西に出水市、南西にさつま町、南東に湧水町、東に宮崎県えびの市、北東に熊本県人吉市、北に球磨郡球磨村と水俣市に接しています。また、周囲を九州山脈に囲まれた盆地を形成しており、平地の中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田がひらけています。

新市の面積は392.36 k m²となっており、鹿児島県内の市平均値の約1.3倍の面積となります。

■新市の面積と県市町村平均面積■



資料：国土地理院全国市町村別面積調(平成18年10月1日現在)

2 歴史的経緯

大口地方は、古くから牛屎院、牛山院と呼ばれていましたが、永禄12年（1569年）に新納忠元が大口地頭となった前後の頃から大口といわれています。その後島津氏の直轄地となり明治維新を迎えています。明治の初めは宮之城郡役所の管轄となりましたが、明治20年には郡役所が大口に設置されました。明治22年には市町村制実施により、大口村・山野村・羽月村となりました。さらに大正7年には大口村が、また昭和15年には山野村が町制施行しました。

その後、昭和29年には伊佐郡の内、大口町・山野町・羽月村そして西太良村が合併して「大口市」として発足しました。

菱刈については、歴史書「続日本紀」の中で「天平勝宝七年（755年）大隅国菱刈郡が創設された」との記述があります。本城・馬越・湯之尾・曾木をもって太良院といい、平安の末には牛屎院とともに菱刈両院といわれていました。その後廃藩置県により明治4年7月には鹿児島県、11月からは都城県に所属しましたが、明治5年には再び鹿児島県に所属し、明治22年の市町村制実施により菱刈村と太良村ができました。明治24年太良村は東太良村と西太良村に分割され、さらに大正14年に東太良村を本城村と改名しました。

昭和15年には菱刈村が町制を実施し、昭和29年には菱刈町と本城村が合併し、現在の「菱刈町」となっています。

また「伊佐郡」については旧薩摩国に属し、大日から祁答院までの地域の郡名でしたが、明治29年に北伊佐郡（現大日地域）と菱刈郡（現菱刈地域）が合併し「伊佐郡」となっています。しかし昭和29年の町村合併以降は菱刈町のみが伊佐郡となりました。

このように、伊佐地区は歴史的にも一つの地域であり、熊本宮崎両県に隣接した川内川流域に広がる県内屈指の水田地帯として発展してきた経緯があり、人々の交流や産業・文化のつながりも深くなってきています。

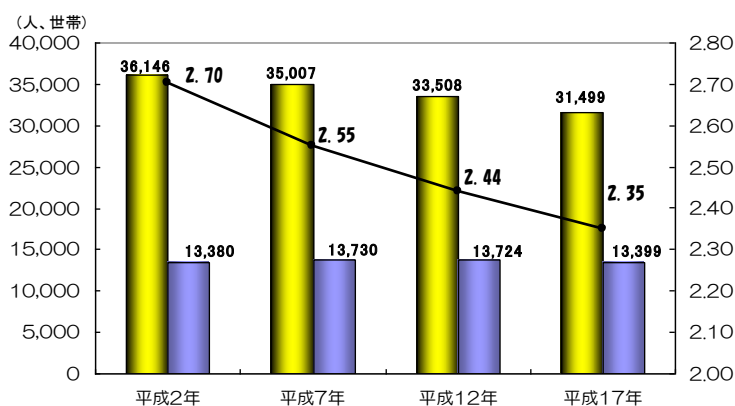
3 人口の動向

(1) 人口・世帯数の推移

平成17年国勢調査における新市の総人口は、31,499人であり、平成2年国勢調査から約4,600人減少し、年々減少傾向にあります。また、世帯数は約13,400世帯であり、それまでの横ばい傾向から一転減少に転じています。

1世帯当り世帯人員は、平成17年には2.35人／世帯であり、年々減少傾向にあります。

■人口・世帯数及び世帯人員の推移■

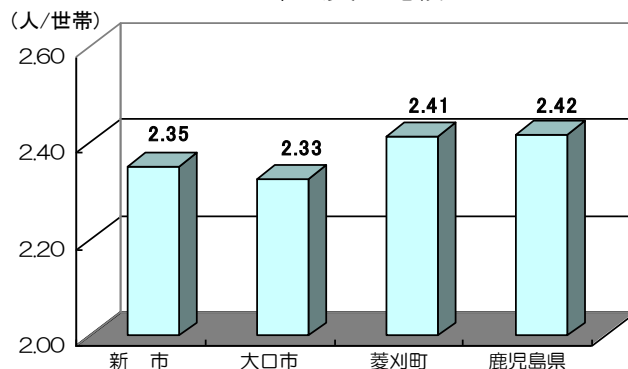


資料：国勢調査

■人口(人) ■世帯数(世帯) ●1世帯当り人員(人)

※ 平成2年、12年、17年は年齢不詳を含む。

■世帯人員の比較■

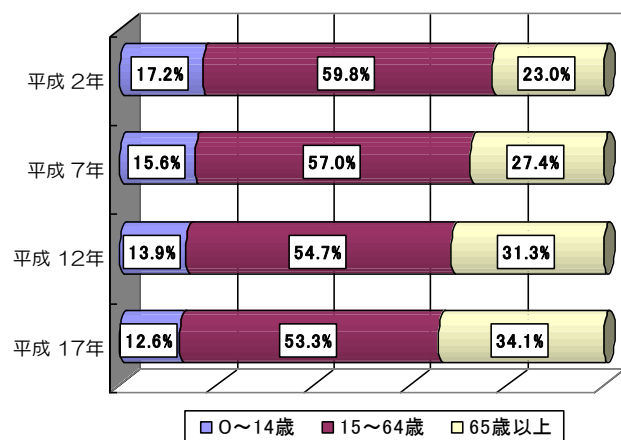
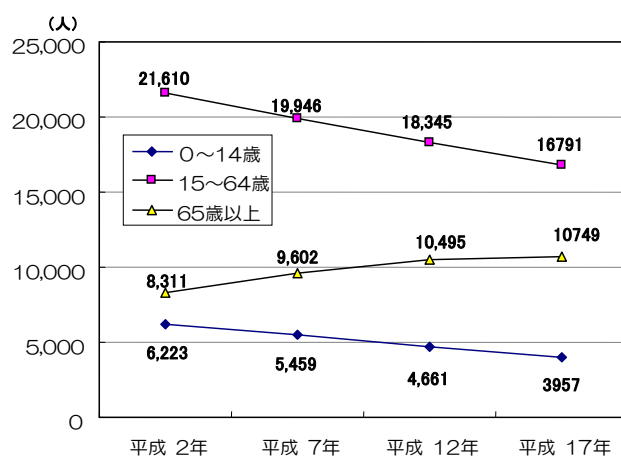


資料：国勢調査

(2) 年齢別人口

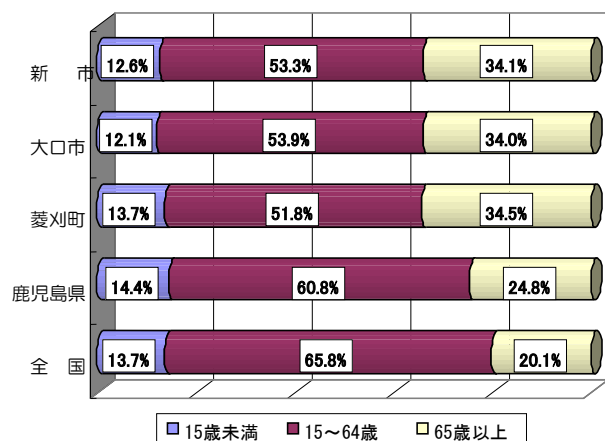
年齢別人口比率は、平成17年時点で0～14歳の年少人口比率12.6%、65歳以上の高齢化率34.1%となっており、平成2年のそれぞれ17.2%、23.0%に比べると少子・高齢化は一層進んでいます。とくに、高齢化率は目立って高くなっており、3人に1人は高齢者という状況になっています。また、国平均の20.1%、県平均の24.8%と比べると、それぞれ14ポイント、10ポイント近く高くなっていきます。

■ 年齢別人口及び構成比の推移 ■



資料：国勢調査

■ 年齢別人口比率の比較（平成17年） ■



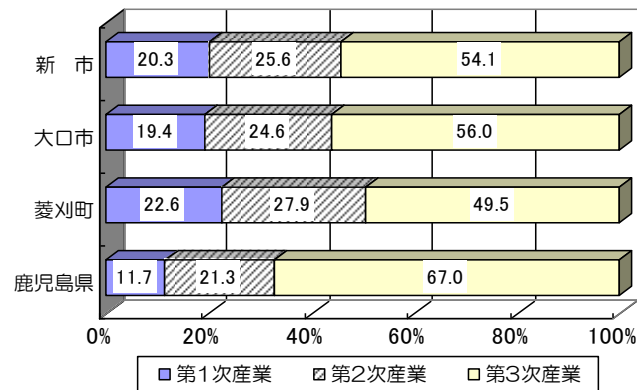
資料：国勢調査

4 産業の動向

(1) 就業人口

新市の産業別就業人口比率は、平成17年時点で第1次産業が20.3%、第2次産業が25.6%、第3次産業が54.1%となっています。鹿児島県と比較すると、第1次産業と第2次産業が高く、第3次産業が低くなっています。

■ 産業別就業人口比率の比較（平成17年） ■



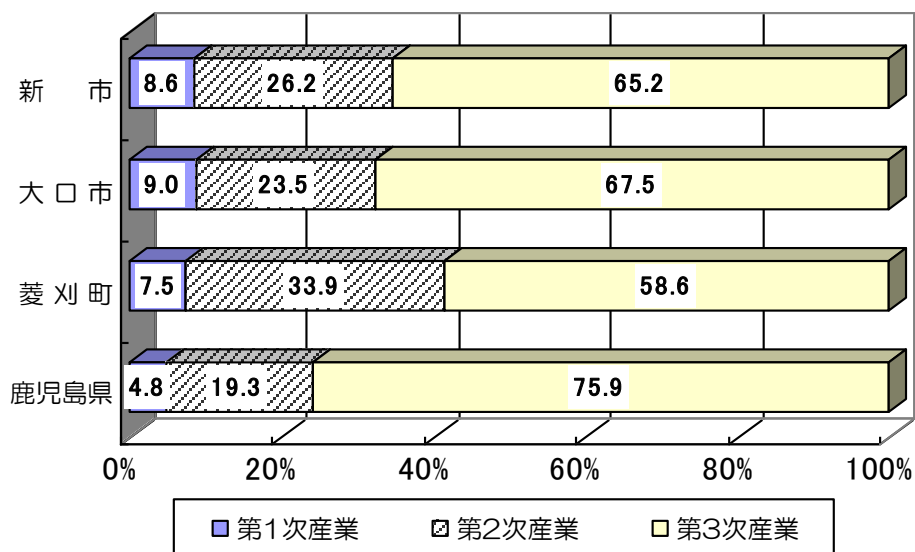
(注) 上記比率は産業不明分を除いた比率。

資料：国勢調査

(2) 市町内純生産

新市の産業別の市町内純生産比率は、平成15年時点で第1次産業が8.6%、第2次産業が26.2%、第3次産業が65.2%となっています。鹿児島県と比較すると、第1次産業及び第2次産業が高く、第3次産業が低くなっています。

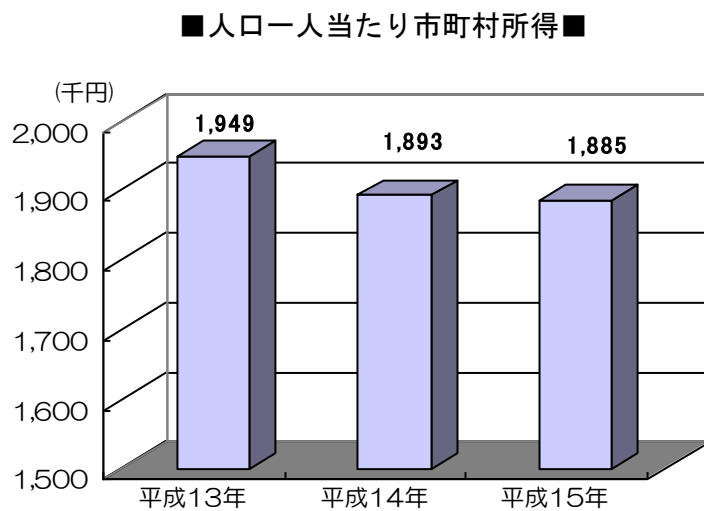
■ 産業別市町内純生産の比較（平成15年） ■



資料：平成15年度市町村民所得推計報告書

(3) 人口一人あたり市町村民所得

新市の人口1人あたりの市町村民所得は、平成15年時点で約189万円であり、ここ3年間減少傾向にあります。



資料：平成15年度市町村民所得推計報告書

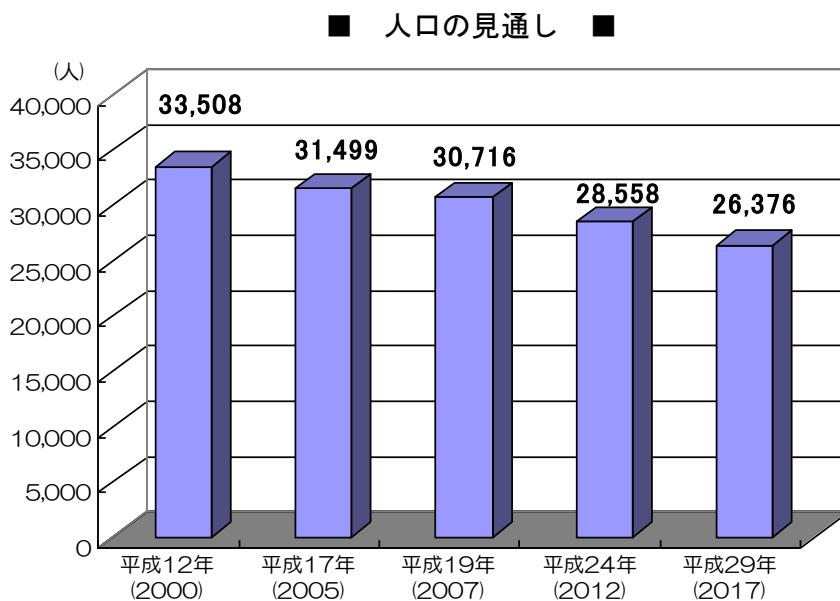
5 将来人口の見通し

(1) 将来人口の推計

平成29年（2017年）までの人口を、平成12年と17年の国勢調査による男女各歳人口をもとに『*コーホート要因法』によって求めました。

① 総人口

新市の将来人口は、合併想定年度平成20年から10年後の平成29年（2017年）で約26,400人と推計され、平成17年（2005年）の31,499人に比べ約5,100人の減少が予想されます。



(注) 平成12、17年は国勢調査人口

* コーホート要因法： 基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率および出生性比を適用して将来人口を求める方法。

② 年齢別人口

新市の年齢別人口をみると、年少人口は平成17年以降減少幅が鈍化するものと推計されますが、高齢化率は平成29年（2017年）で39.4%と一層進行することが予想されます。

■ 年齢別人口の見通し ■

| 区分 | | 平成12年 (2000) | 平成17年 (2005) | 平成19年 (2007) | 平成24年 (2012) | 平成29年 (2017) |
|---------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総人口 (人) | | 33,508 | 31,499 | 30,716 | 28,558 | 26,376 |
| 年齢別人口 | 年少人口 (人) (0~14歳) | 4,661 13.9% | 3,957 12.6% | 3,730 12.1% | 3,283 11.5% | 2,936 11.1% |
| | 生産年齢人口 (人) (15~64歳) | 18,345 54.7% | 16,791 53.3% | 16,235 52.9% | 15,006 52.5% | 13,054 49.5% |
| | 老年人口 (人) (65歳以上) | 10,495 31.3% | 10,749 34.1% | 10,751 35.0% | 10,269 36.0% | 10,386 39.4% |

(注) 平成12、17年は国勢調査人口であり、年齢不詳を含む。

(2) 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、わが国の総人口は平成17年をピークに減少に転じ、人口減少時代を迎えたため、全国的に見ても人口規模の維持は困難な状況になりつつあります。

このような全国的な人口減少時代の中であって、新市においても過疎・高齢化が進行しており、更なる人口減少が予想されます。推計人口減少の主な要因としては、親となる世代の人口規模の縮小や出生率の低下など、現在の人口構造が若返り困難な状況にあることと、進学や就職、結婚などを契機とした若年層の転出などが考えられます。

第3章 合併の必要性と効果

1 合併の必要性

(1) 地方分権の推進

市民ニーズの多様化に対応した行政サービスの拡大が求められているなか、市民自身の自己決定と自己責任による行政システムの構築が重要になってきています。そのため、全国的な「画一と集積」の行政システムから「多様と分権」の行政システムに根ざした地方分権型社会の実現が求められています。

そのためには、各市町の単独では十分な対応を行うことが困難で、行政体制や財政基盤もある程度の規模が必要になってくると考えられます。

新市を構成する市町の行政体制と財政基盤が一体化することは、将来にわたり行政サービスの水準を維持・向上していくための有効な選択肢になります。

(2) 地方財政のひっ迫化

我が国の財政は、平成17年度末の国・地方を合わせた長期債務残高でおよそ770兆円に達し、その内地方分は204兆円近くとなっており、平成12年度の同646兆円、181兆円と比較すると国が1.19倍、地方が1.13倍の増加という極めて厳しい状況にあります。

新市においても、国へ依存しなければならない地方交付税や国庫支出金などの財源のうち、もっとも金額の大きい地方交付税(普通)は平成12年度の約67億1千万円から平成17年度には約52億6千万円と2割強減少しています。

今後、多様な行政ニーズへの対応から財源の確保が求められるものの、上記のように地方交付税は減少することが予想されること等から、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられ、中長期的な財政運営を考えた場合、財政構造の硬直化、一般財源の不足が予想されます。

こうした厳しい状況の中にあっても市町は、行政サービスの提供に支障がないようにすることが望まれており、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政体制を確立する必要があります。

(3) 地域間競争への対応

地方における自立した地域づくりに向けて、地域間競争が激しさを増しているなか、より広い視野に立ち地域の特性を活かした戦略的な地域振興策を推進することが必要となっています。

そのためには、両市町がもつ恵まれた自然環境や産物、地域文化などの地域資源を多様に活用し、価値を高め、地域経済活動への関わりをより強めることが必要と考えられます。

まず、地域で生み出すモノ(財貨や産物)を地域内で循環させることが重要であり、地産地消や*地産地販などによる取組みが求められます。

一方では、地域外からの財貨をいかに運び入れられるかが課題であり、地域イメージを高める取組みと合わせ、農産物や加工品等の地域ブランド化による圏外への販売や、食や温泉、地域の文化などを活かしたツーリズムによる集客など、総合的な地域振興策の展開

* 地産地販：地元で作ったモノを経済活動として地元でサービス・提供できる仕組み
(地産地消の概念の一部としての造語)

が必要となります。

しかし、各市町において、資金や資源、人材においても単独での取組みには限りがあり、必ずしも期待できる効果が得られない可能性があるため、合併により相互の資源や能力を結集させ、伊佐として一体的に取り組む必要があります。

(4) 日常生活圏の拡大

近年交通手段・情報手段の発達により、市民の生活行動や経済活動は、既存の行政区域の枠組みを越えて拡大し、日常的な交流がますます活発化しています。新市においては、通勤や買い物、医療など生活全般について強い結びつきがあり、それに伴って市民のニーズも多様化・高度化してきました。

これら、新たな行政需要に対応するため、生活環境、福祉、教育、産業等の各分野において、広域的見地からの一体的な施策展開を図り、行政サービスの充実を図っていく必要があります。

(5) 多様化・高度化するニーズへの対応

社会経済活動の広域化に伴い、道路整備やごみ処理、環境問題等を始め、行政区域を越えた広域的な対応を要する行政需要が高まっています。

また、国際化・高度情報化の進展や価値観の変遷、地方分権などを背景に、多様化・複雑化する行政サービスについて、より高度の専門性が要求されてきています。

同時に、医療や保健・福祉制度の大幅な改正がなされていくなか、専門的な知識や技術を要する医療・福祉体制の構築が不可欠となっています。

このように多様化・複雑化するニーズに対応したサービスを展開するために、合併により、専門的な行政職員や各種専門員などの確保や育成を図り、また広域化することで様々な機能を一体的に相互活用していく必要があります。

(6) 少子高齢社会の到来

少子・高齢化による人口減少は、社会の活力を維持しながら、地方分権などによる新たな行政ニーズや保健・福祉サービスの増加などに対応しなければならないという難しい問題を提起しています。

新市の年齢別人口の構成比は、平成17年度で0～14歳の年少人口12.6%、15～64歳の生産年齢人口53.3%、65歳以上の老年人口34.1%となっており、平成2年からの推移をみると、少子・高齢化の影響により年少人口の減少と老年人口の増加傾向が顕著に見られます。

このようななか、地域の活力を維持していくためには、地域を担う人材の確保と多様な協働の形成が不可欠であり、また、専門性の高い人材など限りある人材の有効活用がポイントとなります。

そのためには、小さな単位ではなく、合併による広い範囲での人材の共有と協働による関係づくりが必要となります。

2 合併の効果

(1) 住民の利便性の向上

- ◆ これまで利用が制限されていた両市町の公共施設が、より広い範囲で利用しやすくなり、相互の交流の場が増加します。（図書館、スポーツ施設、保健福祉施設など）
- ◆ 行政区域の拡大により、さまざまなサービスを勤務地の近くや買い物先などで受けることが可能になります。
- ◆ 両市町界を越え、生活の実態に即した小中学校区が設定できます。

(2) 地域のイメージアップと地域の活力の向上

- ◆ 両市町がもつ地域の力が融合することにより、伊佐のイメージアップを図り、特産品の販売促進や*ツーリズム等による集客の拡大、企業の進出や* I ターン、若者の定着等、一層の取組みが可能となります。
- ◆ 地域情報の発信や地域イベントを一体的に行なうことで、市内外の交流人口の拡大等、より効果的で魅力のあるまちづくりが可能となります。

(3) 広域的視点に立った効果的なまちづくりの展開

- ◆ 両市町界を越えた道路整備や広域的な公共施設整備、より広い観点からの土地利用、一体的に取り組む産業振興等により、地域づくりを効果的に実施することが可能となります。
- ◆ 特色あるお互いのまちの地域資源を活かして広い分野（産業、観光、教育、地域交流等）で事業を行なうことで、より幅広い地域づくりの展開ができます。

(4) 効率的な行財政の運営と行政サービスの高度化

- ◆ 職員数の適正化や公共施設の統合整備等により、より効率的・効果的な行財政改革が行ないやすくなります。
- ◆ 総務・企画・財政等の管理部門、議会・農業委員会等の事務局部門が集約されることで経費が節減され、その削減された経費や人員を福祉などの住民サービスに充てることができます。
- ◆ 保健、福祉、土木・建築等の専門的な分野に対応できる人材の配置が可能となり、高度なサービスが提供できます。

*ツーリズム：風土や文化、様々な地域資源を活用した“個々のニーズを満たす体験・交流型観光”

*I ターン：都市部の大学に通っていた学生や都市部に住んでいた人が、地方に移住し定職に就くこと。

第4章 新市まちづくりの基本方針

1 まちづくりの主要課題

本市の現況と特性を踏まえた新たなまちづくりを進めていくためには、前述の合併の必要性を踏まえ、新市の発展に向けて特に重点を置くべき以下の諸課題を認識し、その解決に向けて努力を結集することが必要です。

(1) 人口減少と少子高齢社会への対応

新市の人口は、進学・就職・結婚などによる若年層の転出や少子化が人口の減少に拍車をかけており、人口構造上からも若者が少ない特徴があります。

まちの活力を維持するため、若年層にとって魅力のある雇用の場の創出や定住を促進するための住環境の整備などを進める必要があります。特にIターン施策については、戦略的なまちのPRや受け皿づくりが重要となっています。

しかし、同時に人口減少時代にあるわが国の現状を踏まえると、人口減少を視野に入れたうえでの独自の発展の形態を築いていくことが重要になります。そのためには、それぞれが得意分野を活かし、個々が輝き、協働でまちづくりを進めることが不可欠になります。

少子化に対しては、子ども同士の交流機会が減少するなど、子ども自身の自主性や社会性が育ちにくくなることなどが懸念されており、次代を担う子どもたちを健やかに育てるための環境づくりが急務となっています。さらに、少子化を抑制するためにも、地域社会全体で子どもを育てていくという視点に立った取組みを進め、市民が安心して子どもを産み育てることができる総合的な施策の展開が求められています。

高齢化に対しては、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるように福祉サービスの充実や健康づくり対策、生活環境の整備を進めるとともに、高齢者が誇りと生きがいを持って暮らすことができるよう、高齢者の知識や経験を生かした社会参加や余暇活動、就業機会の拡大などの生きがいづくり対策が必要となってきます。

(2) *コミュニティによるまちづくりの創造

まちづくりは、「そこに住む人々自らの創意と交流による多様な力の結集によってつくり上げていくもの」です。行政との協働のもとで、市民の積極的な参加を促し、市民一人ひとりが主役になり、自ら考え、自ら行動できる自立したまちづくりを目指す必要があります。その中心になるものがコミュニティです。

今後は地域を支えるコミュニティによる市民自治を推進し、その活動の場づくりや人材育成、組織強化の支援に努める必要があります。そのため、市民自らが取り組む諸事業においては地域の実情に応じた効率的な施策を展開する必要があります。

一方で、地域の雇用拡大や地産地消・地産地販の推進など地域経済の活性化に貢献し、定住化や地域文化の継承を担う新たなコミュニティの創出も視野に入れた施策を推進することも求められています。

*コミュニティ：人々が助けあいの意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。

（３）地方分権時代に対応した行財政基盤の構築

国から地方へとさまざまな権限が移譲される地方分権の進展により、地方自治は新しい段階に入ろうとしています。国の地方財政改革は、国から地方への税源の移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の見直しを検討するいわゆる「三位一体の改革」に伴い、地方の行財政改革も待ったなしの状況です。

地方公共団体においては、自己決定権が拡大して個性あふれるまちづくりを進めることが可能となる一方、自治体間の知恵と能力を競い合う時代となっています。このため、「自己決定と自己責任」の考えのもと、地域の実情や市民ニーズなどを的確に反映させることや行政評価制度の導入などを通じた効率的、自立的な行財政運営の確立とともに、職員の意識改革や各分野のネットワークによる行政能力の向上など、行財政改革に基づく地方分権時代に対応できる自治体づくりが必要です。

また、市民にとっての地方分権を進めるメリットは、市民ニーズに沿ったサービスが実現できることであり、いかに低コストで効率的なサービスを提供するかが問われることとなります。

さらに、市民と行政による協働のまちづくりの視点からは、行政や地域に関する情報の共有をはかるための情報公開制度や多様な情報技術の活用など情報化の推進を一層進めていく必要があります。

（４）地域力による産業の振興

新市では、厳しい経営環境、後継者不足、就業者の高齢化などの課題を抱えています。社会の情勢の変遷に加え、全国的な地方の景気低迷を背景にした産業全体の落ち込み、労働人口を中心とした人口減少や若年者の地域外への流出など厳しい状況となっています。

人口減少時代における地域力の確保のためには、時代にあった経営形態の工夫による生産性の向上、地域に根ざした産業の創出・誘致、地域内外における多様な人材の活用が重要となります。

また、それぞれの産業振興にあわせて、さまざまな産業や業種が相互に連携し、本市が有する地域資源を生かした地域*ブランド化を進めることが求められているとともに、地産地消・地産地販の体制づくりや信頼される産地づくり、集客と交流による地域ビジネスとしてのサービス業の創出などの取組みが求められており、「地域力」による産業振興を推進していくことが重要になっています。

さらに、新市の農林水産物や特産品において、イベントや見本市、交流ビジネス、地域イメージ戦略など一体的な取組みのもとで、独自の流通・販売体制を構築していく必要があります。

（５）風土と文化に根ざした人づくりの取組み

まちを支える基本は人です。まちづくりで最も大切な「人づくり」を進めるためには、すべての市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学習の成果を実感・発揮できる生涯学習社会を形成することが求められます。

* ブランド：銘柄、商標のこと。ブランド化とは、農産物や地元生産品の名称や、中身そのものが大きな商品価値をもつこと。

そのため、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民の生きがいづくりや自己実現の場をつくり、多様な個性を発揮することのできる社会や市民の心豊かな生活が実感できる社会づくりが必要となります。

また、特に新しい発想によるまちづくりのためには、異文化・異分野での交流は不可欠であり、人材育成において重要とされています。

一方で、次代を担う子どもたちが、健康でたくましく育つよう学校・家庭・地域が連携して地域に根ざした教育環境をつくることも求められています。また、青少年を健やかに育むことができる地域社会の実現をめざし、家庭や地域の教育力の向上に努める必要があります。

このため、これまで先人たちが脈々と築き上げてきた郷土の歴史や文化などの地域特性を生かした人づくりを進めるとともに、これらの地域資源を基盤にした交流を通じながら、活力ある新たな文化を創造し、まちの魅力づくりに努めることが求められます。

(6) 水や緑と共生する美しいまちづくりの構築

新市を取り囲む盆地のなだらかな山々は緑に覆われ、平野部の田園風景とともに培われた里山の景観、また、まちの動脈を形成する水と水辺がつくる風景は貴重な地域資源であり、これらのかげがえのない美しい郷土を未来へ引き継いでいくことが求められています。

川内川については、治水や水質浄化のほか、水辺空間として地域の特性や景観に整合した保存・整備に努め、水と共生する美しいまちづくりを進めることが重要です。また、森林については水源涵養などの公益的役割の充実などが求められています。

また、生活環境における衛生面での配慮から地球環境問題まで、複合的な課題もあり、さまざまな環境問題に対して官民一体となった取組みが必要となります。

(7) 安全で安心して暮らせる社会の形成

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、人々の生活に関わる安全性への関心は非常に高まっており、特に本地域でも平成18年度の北部豪雨災害の教訓を活かし、地震災害から毎年のように起こる風水害まで、あらゆる災害に対応できる防災対策が必要となっています。

一方、子どもや高齢者、障害者など誰もが安全に安心して暮らすことのできる*ユニバーサルデザインによるまちづくりが求められています。

また、少子化に対する制度的支援の充実、健康増進や疾病予防による医療費の適正化、障害者自立支援のための制度確立など保健・福祉制度の改正に対応したサービスの充実を図る必要があります。

多様化する犯罪や火災、交通事故、食に対する安全性、健康増進や社会福祉制度の整備など、生活面でのあらゆる分野について市民の要求が高まっています。安全で安心して暮らせる地域社会を形成するため、従来に比べより高い水準での安全性の確保が求められる時代となっています。

*ユニバーサルデザイン：障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

2 新市の目標将来像

新市は、周りを取り囲むなだらかな山々、山肌から流れ込む豊富な河川、広大な田園風景、そして沿道に広がる街並みなど多様な風景や風土をもち、豊かな農村空間と*コンパクトな都市機能を併せもつ「まち・むら」であるといえます。

しかし、人口減少社会のなかで、この「まち・むら」の機能を確保していくためには、「地域を支える新たな関係づくり」や「新たな価値を生み出す経済活動の創出」、「地域内での経済循環と地域外からの収入のアップ」などが不可欠であり、そのためには、地域内外での多様な交流により生み出される『新たな協働』が必要となります。

また、少子・高齢化の進行に伴う社会保障の負担増が懸念されるなか、地方自治体においては、市民との協働によるスリムで効率的な行財政運営の確立とともに、地方分権時代に対応できる自治能力づくりが求められています。

このような現状を踏まえ、「交流を通じた新たな協働関係づくり」、「『食と食文化』を*キーワードに地域力を活用した産業振興」、「自然環境との共生のもとでの快適な生活空間の創出」、「安心して暮らせる・働ける社会福祉・医療体制づくり」、「地域力のもとになる誇りと生きがいをもつ人づくり」などを柱に地域課題の解決を図っていきます。

そこでまず、市民、行政、地域が共通して取り組むべきまちづくりの将来像として、適度の「まち・むら」である現状を踏まえ、豊かな自然と共生し「安らぎのある空間で粹に暮らせる伊佐特有の文化」を創造していくために、行政を含め多様な人が協働し、創意工夫により地域資源を活用することで、都市とは違う独自の発展を目指すこととし、以下のように目標を設定します。

目標将来像

大地の恵みを ^{かな}人が奏でる ^{さと}だれやめの郷
～ 交流と協働で創る 風味あるまち・むら文化 ～

【用語の定義】

だれやめの郷 … 伊佐の人や食文化、自然やまちの風景などにより、こころ癒される空間。「癒しや安らぎ」、「新たな伊佐の食文化」、「焼酎のふるさと」としてのイメージを含めた設定。

※ だれやめ（疲れをとる。疲れを癒す。適度な晩酌。）

協働 … 違う力の組合せにより活力を生み出す作業。

（同じ目的のために協力して働く。コラボレーション。）

風味 … 五感で楽しむ風情や旬の味わい。（^{おもむ}趣き。風情。（食べ物）^{おもむ}趣きのある味わい。）

まち・むら … 現代生活を営むための適度な都市機能と自然環境が融和する農山漁村。（21世紀の国土のグランドデザインにある多自然居住地域と同意の造語。）

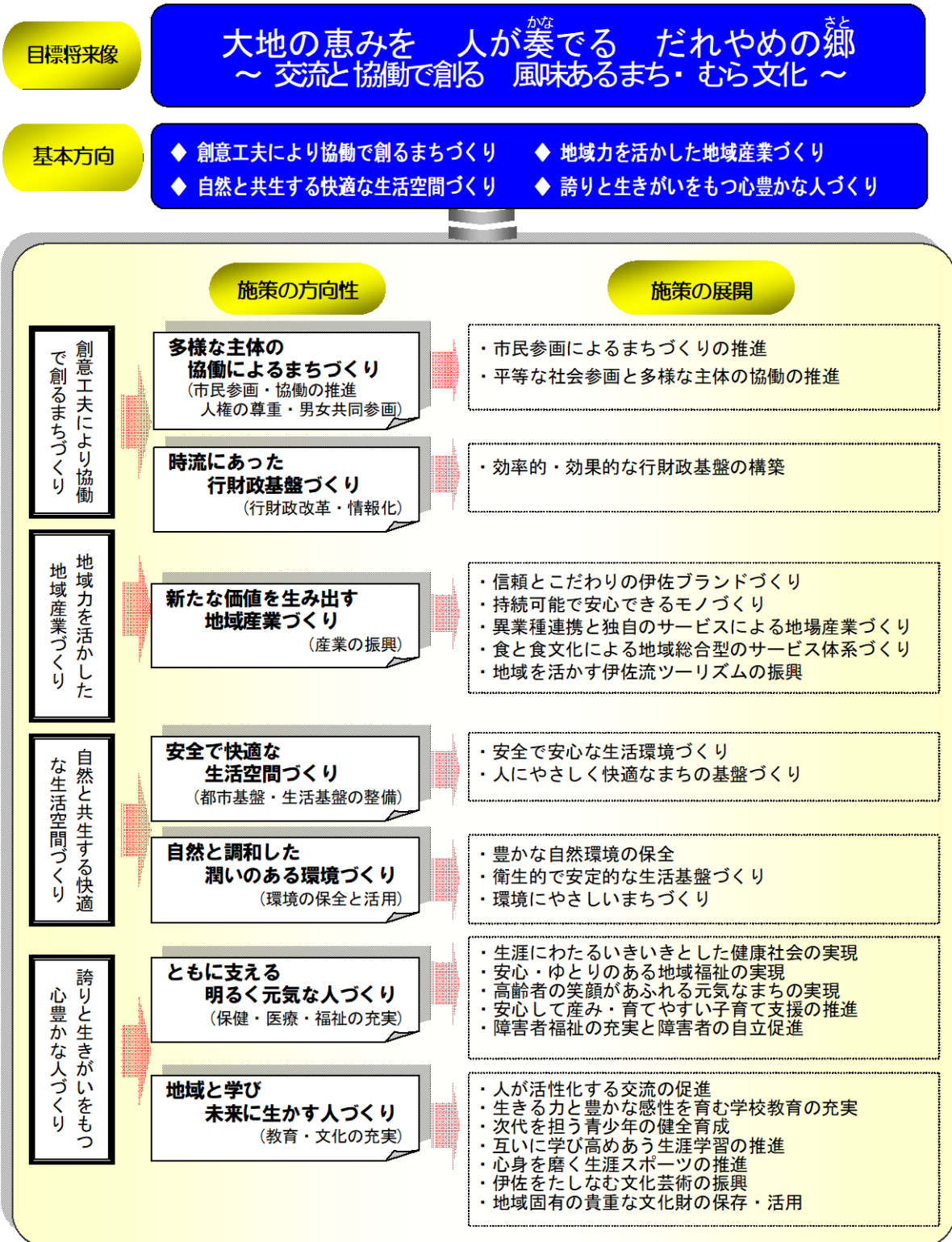
*コンパクト：無駄を省いて小さくまとめている状態のこと。

*キーワード：問題解決の手がかりとなることば。

3 まちづくり計画の体系

本計画では、下図のように計画の体系を定め、目標将来像の実現化を目指します。
 具体的には4つの基本方向に基づき、7つの施策の方向性を定め、施策の展開を図ります。

《計画の体系》



4 4つの基本方向

目標将来像である「大地の恵みを 人が奏^{かな}でる だれやめの郷^{きと}」をもとに、新市が抱える諸課題を踏まえた、目指すべきまちづくりの基本方向として、以下の4項目を設定します。

創意工夫により協働で創るまちづくり

過疎・高齢化の進行に対応し、共に支え合い、新たな活力を生み出すために、地域内外を問わず多様な人材の社会参画と協働でつくる「新たな結い」づくりを推進します。

また、さまざまな主体が公平に地域社会に参画できる風通しのよい環境づくりに努めます。

行政については、施策や事業の「選択と集中」、「*スクラップアンドビルド」による既成にとらわれない行政改革、スリムで健全な財政運営など、徹底した情報公開のもと効果的・効率的な行財政経営を図り、役割分担を見据えた市民との協働によるまちづくりを推進します。

地域力を活かした地域産業づくり

伊佐の地域資源と多様な知恵や技の組合せによる「地域力」を活かした地域産業づくりを推進します。

特に、基幹産業である「農業」と農業から生まれる「食」と「食文化」をキーワードにして、人に優しく個性あるモノづくりや生産からサービスをつなぐ多様な産業の協働を推進するとともに、*ツーリズムを核とした交流ビジネスの展開などにより、多様な人材が携わる風土を活かした総合的な地域産業づくりを推進します。

自然と共生する快適な生活空間づくり

川、森、田園など新市がもつ豊かで貴重な自然環境と現代生活に必要な適度の都市機能を併せ持つ、まちとむらが融合した生活環境の保全と創造に努め、安全で安心して暮らせる快適な生活空間づくりを推進します。

また、次代へ引き継ぐために地球規模的な環境問題や個別の環境対策についても、現代生活を営むうえでの責務と捉え、市民や企業等と一体となって取組みます。

一方、災害に強い安全で安心なまちづくりを行うには、災害発生時の応急復旧体制や災害対策、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成を図るなど、総合的に施策を展開します。

誇りと生きがいをもつ心豊かな人づくり

市民が健康に日常生活を送れるよう主体的な健康増進や疾病予防を喚起・支援するとともに、安心できる医療・福祉体制の充実を目指します。

また、安心して暮らせる地域社会のなかで、次代を担う「生きる力」と「豊かな感性」をもった人づくりとともに、生涯にわたり地域社会や地域経済に貢献し、また文化芸術に接することによって誇りと生きがいを持てる心豊かな人材の育成に努めます。

特に異文化・異分野などの価値ある交流の推進により、新たな発想によるまちづくりのための人材育成に力を入れます。

*スクラップアンドビルド：採算や効率の悪い部門を整理し、新たな部門を設けること。
*ツーリズム：風土や文化、様々な地域資源を活用した“個々のニーズを満たす体験・交流型観光”

5 7つの施策の方向

新市のまちづくりの目標将来像（基本理念）と4つの基本方向を踏まえ、それらを実現するための政策分野別の新市のまちづくりの基本方針を次のように設定します。

創意工夫により協働で創るまちづくり

多様な主体の協働によるまちづくり

（市民参画・協働の推進、人権の尊重、男女共同参画）

行政情報を市民と共有し、市民の意思が尊重される公平なまちづくりを進め、市民と行政の*パートナーシップの確立を推進することにより、市民一人ひとりが誇りを持ち主役となって、自ら考え自ら行動できるまちづくりを推進します。

各種コミュニティについては、これまで培ってきた地域活動に加え、新たな自治活動を担う主体として創設・再編や育成・醸成を図ります。特に、活力ある地域づくりのために、新たな協働スタイルによる社会貢献を積極的に支援します。

また、あらゆる人権問題に対して学校や地域などで人権教育・啓発に積極的に取り組み、市民一人ひとりが自分の問題として捉え、自発的な啓発活動を行う環境づくりを推進します。

さらに、男女がそれぞれの個性と能力を發揮できる男女共同参画の環境づくりのため、行政、市民、事業者等の責務と役割を明確にしながら、男女共同参画社会の形成のための施策を推進します。

時流にあった行財政基盤づくり

（行財政改革、情報化）

新市財政を取り巻く環境はさらに厳しくなる中において、新市発足を行財政改革の更なるスタートとして位置づけ、限られた人的資源や財源を有効かつ最大限活用し、効率的で効果的な行政経営の視点に立った改革を実施します。

具体的には、安定的な歳入確保に努めることを前提に、歳出面では、*ゼロベースからの全事務事業の見直しや施設の統廃合等による経費節減を行いながら、市民の参画や委託・民営化、指定管理者制度の導入等と併せ人件費抑制にも努め、スリム化を図り、財政規模に見合った行政体系を確立します。

また、地方分権や新しいまちづくりにおける行政課題に的確に対応できるよう、柔軟で効率的かつ機動的な組織機構の確立を図るとともに、実務能力と企画開発能力等を備えた職員を育成し、時流に対応した行政運営を目指します。

さらに徹底した情報公開をはじめ、多様な情報技術を活用し、行政情報や地域情報などを共有できる風通しのよい情報体系の確立を図ります。

*パートナーシップ：友好的な協力・連携

*ゼロベース：予算編成時の各支出項目に関して、新規の増分だけでなく、過去の実績についても白紙であるゼロの状態から検討すること。

新たな価値を生み出す地域産業づくり

(産業の振興)

人口減少時代における農山漁村地域の活性化においては、土地や資源をいかに有効活用するかが最も重要であり、そのためには風土の特性に合った多様なモノづくり、生産性の高い経営形態や独自の販売戦略、地域固有の経営やサービスなどを工夫することが必要となり、多様な人材の活用・育成、業種を超えた協働などがそのためのポイントとなります。

そこで新市では、伊佐の特性を活かし、「食と食文化」をキーワードに生産からサービスまでを総合的に捉えた地域総合型産業として一体的な取組みを行います。

第1次産業においては、時代に対応した経営体系づくりを図り、環境保全型による“人に優しい”“個性豊かな”モノづくりを支援します。

特に、新市では念願である伊佐ブランドの確立を目指し、戦略的な生産・販売・PRに取り組みます。

また、農山村の多面的な価値を大切にし、国土保全、環境・景観保全等の公益機能の維持に努めます。

第2次産業については、地場企業との連携強化による成長支援、優良な企業の誘致に努めるとともに第1次産業との連携による新たな取組みを支援します。

第3次産業において、消費者の多様なニーズに対応した商業機能確保のためにぎわいづくりを推進します。特に地域の食材や食文化を活かした取組みを支援します。

観光については、自然や文化、温泉、産業資源などさまざまな地域資源を活用したツーリズムの開発や広域連携によるメニューの充実を図り、新たな観光の展開を図ります。

安全で快適な生活空間づくり

(都市基盤・生活基盤の整備)

市民の生命・財産を災害や事故から守るため、ハード面の整備と併せ、地域防災計画の作成、防災意識の高揚、自主防災体制の確立等により迅速に対応できる消防・防災組織体制の強化を図るとともに、国民保護計画を策定するなど国民保護体制の確立を図ります。

また、関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全や防犯などの地域安全対策を推進し、地域ぐるみで安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

土地利用では、自然環境の保全や景観の保全を重視し、生活環境の確保と健全な発展を目指して、秩序ある計画的な土地利用を推進します。

生活・都市環境について、すべての人にやさしいユニバーサルデザインに基づく整備を図り、民間活力などを視野に入れた公営住宅の環境改善や自然との調和を図った公園・緑地の整備、人に優しい道路環境づくり、幹線道路などの効率的・計画的な整備の推進など安全で快適な住環境づくりに努めます。

自然と調和した潤いのある環境づくり

(環境の保全と活用)

森林や河川環境の保全について、広域的な取組みと市民、民間団体、事業者、行政の協働により、多様な機能を生かしながら環境保全を図ります。

また、山や川に親しむ活動を通じながら、自然景観や生態系の保全のための意識啓発に努め、自然と共生するまちづくりを推進します。

近年、地球温暖化問題など地球環境規模での環境保全が強く求められており、自然環境に負荷を与えない循環型社会の形成は重要となっています。

市民運動として省エネルギーの普及・促進に積極的に努めるとともに、限りある資源を大事にするまちづくりを目指し、分別の徹底などを図りながら、ごみ発生の抑制や減量化、再資源化への取組みを促進します。

また、不法投棄の防止や産業廃棄物問題をはじめ個別の地域環境対策、排水・し尿などの処理についても適切に対処し、市民団体等との環境美化活動などと併せて快適で美しい環境づくりを推進していきます。

ともに支える明るい元気な人づくり

(保健・医療・福祉の充実)

保健・医療においては、市民がいきいきと健康に日常生活が送れるよう主体的な健康増進や疾病予防を喚起・支援するとともに、公衆衛生の観点から感染症の予防・啓発に取り組みます。医療機関等との連携を図り、医療・救急医療と併せ充実した保健・医療体制の確立に努めます。

福祉については、高齢者、障害者をはじめとして誰もが健康で、生涯現役で生きがいを感じられるような福祉施策のもと、社会参画に向けた自立支援を図ります。

また、少子化や核家族化が進行する中であって、地域の宝である子どもを安心して産み、育てやすい施策の充実のために、乳幼児医療や子育て支援、子育て環境整備などに努めます。

さらに、地域の特性に応じた保健・医療・福祉の連携によるきめ細かな支援を展開するとともに、市民自らがお互いに支え合い、助け合う体制づくりなど地域福祉の推進を図ります。

地域と学び未来に生かす人づくり

(教育・文化の充実)

未来を担う子どもたちの、心身ともに調和のとれた「生きる力」と「豊かな感性」をもつ人材の育成を目指し、学力向上に資する授業、地域に根ざした教育、国際化・情報化への対応など多様な教育の推進を図るとともに、教職員の資質向上、適切な教育環境の整備などを通じて地域社会に開かれた学校づくりを推進します。

さらに、青少年の健全育成のために家庭や地域と一体になって、地域行事や体験学習などを通じ「地域を学び、地域に学ぶ」次代を築く人材を育成します。

また、誇りと生きがいにつながるような生涯学習機会の創出や、それぞれの体力や年齢に応じて気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりに努め、市民サークル、*NPO、コミュニティスポーツクラブなどの創出・育成を図りながら、豊かで活力のある生涯学習・生涯スポーツの振興を目指します。

文化芸術に関しては、市民参画による多様な文化事業の企画・実施を通して、質の高い芸術・文化にふれあえる場をつくとともに、自らが日常において主体的に文化芸術を体感することができる地域を目指します。

また、これまで育んできた伝統文化を、地域固有の文化として次代へ大切に保存伝承するとともに、貴重な歴史的・文化的遺産の保存・活用に努めます。

さらに、人が学び、活性化するために、世代間や異業種での交流、地域間交流や国際交流、地域特性を活かした多様な交流の機会の拡大に努め、“社会の流れと地域の流れ”を感じとり、新たな発想で地域を築く人材の育成に努めます。

*NPO: [Non Profit Organization] 非営利組織のことで、市民や民間の支援により社会的な公益活動を行う組織・団体。

第5章 具体的な施策の展開

1 多様な主体の協働によるまちづくり

(市民参画・協働の推進・人権の尊重・男女共同参画)

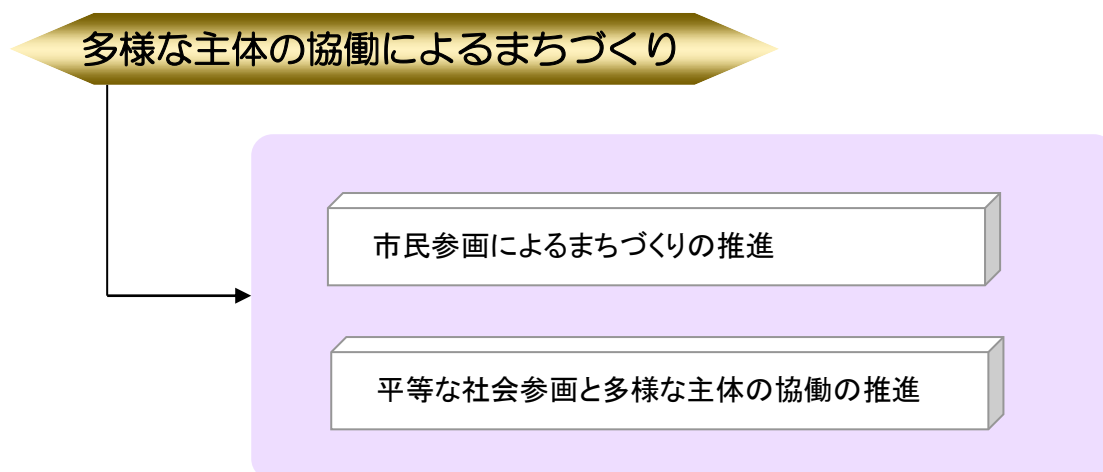
これまで「地縁や血縁による結い」により、作業や行事などをともに協力し合い、集落活動や公民会などの形態で地域社会を築いてきました。

しかし、近代化や経済状況、価値観の多様化などの社会構造の変化により核家族化や過疎化が進行するにつれ、地域を支えるこれまでの結いによる関係を保つことは困難で、薄れてきつつある現状にあります。

そのようななか、現在では、地縁や血縁以外でも、その作業内容や各々の目的に応じて、互いに満足し協力し合える“新たな関係づくり”が必要とされています。

新たな関係づくりのためには、地域を越えた様々な人達との交流が必要であり、交流を通じて築かれる信頼関係のもと、それぞれの特技や知識、人柄などを活かし、得意な人が可能な時間にできる範囲で支え合い、互いを補い、相乗効果をもたらす『新たな結い』による『協働』体制づくりが必要となります。

そこで、人口減少社会のなかで、様々な分野での多様な活動主体が、公平に社会参加をし、それぞれの個性と能力を尊重し、発揮できる『多様な主体の協働によるまちづくり』を進めていくために、以下のように施策を展開していきます。



(1) 市民参画によるまちづくりの推進

地域の特性に応じた自主的な活動を可能にする地域自治のためのコミュニティ組織づくりと行政との新たな協働・連携のシステムづくりを推進します。

併せて、両市町の自治会については、これまでの活動を継承するとともに、自治会の組織再編や自治会間の交流促進を通して、自治会の活性化に努めます。

また、安心して暮らせる地域社会を一緒につくるため、より多くの市民が参加できるようボランティア団体やNPOの設立・育成やまちづくりリーダーなど人材の育成の支援等を通して、市民と行政の協働のまちづくりを進めます。

さらに、政策を形成する段階で、審議会等への市民参加の促進や市民の意見を積極的に取り入れていく仕組みづくりとともに市民活動等への職員の参画も積極的に行うなど、情報の共有を図り、市民と行政のパートナーシップの確立に努めます。

| 施策の展開 | 施策 |
|------------------------|--|
| 市民参画によるまちづくりの推進 | |
| 地域を担う新たなコミュニティ組織づくり | <ul style="list-style-type: none"> 地域自治のためのコミュニティ組織の設置検討 地域自治に関する積極的な情報提供 アドバイスやコーディネート等による人的支援 |
| 地域の特性に応じた自治会活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 自治会活動の継承と組織再編の検討 自治会間の交流促進 |
| まちづくり活動支援体制の再構築 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアやNPO法人等のまちづくり団体の設立・育成支援（テーマコミュニティ） まちづくり活動のネットワークづくり 研修会等によるまちづくりリーダー育成 *アウトソーシング等によるまちづくり資金調達制度の創設 |
| 市民と行政のパートナーシップの確立 | <ul style="list-style-type: none"> *ワークショップや*パブリックコメント等による政策形成段階での市民参画の促進 市民主催のイベントや活動等への市職員の参画 |

*ワークショップ：参加型学習（研修）。

*パブリックコメント：各種計画等の策定にあたり、計画案を公表し、この案に対して市民から提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

*アウトソーシング：業務を外注すること。特に、情報通信システムの設計・運用・保守を企業外の専門業者に全面的に委託すること。資源の有効活用、費用の削減をめざして行われる。

(2) 平等な社会参画と多様な主体の協働の推進

差別のない社会の実現を図るため、人権教育や人権啓発を通して、市民の人権意識の高揚に努めます。

また、男女共同参画プランの策定を踏まえ、行政、市民、地域、事業者等が連携・協力して、男女共同参画社会づくりに取り組みます。

さらに、分野や業種、年齢や性別、地域などの枠を超えた新たな協働スタイルによる社会貢献への支援を通して、活力ある地域づくりを推進します。

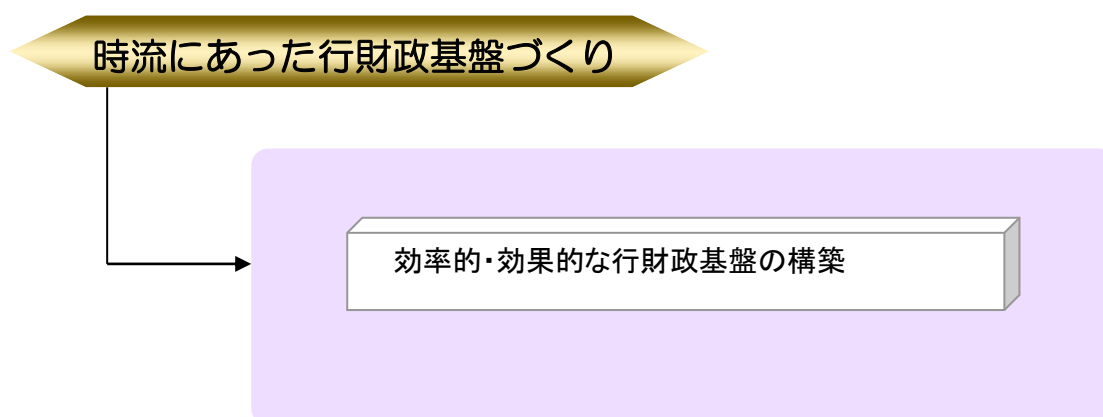
| 施策の展開 | 施策 |
|----------------------------|---|
| 平等な社会参画と多様な主体の協働の推進 | |
| 共生のための人権教育・啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 講演会や広報誌等による人権啓発の推進 • 学校教育や社会教育等における人権教育の推進 • 差別のない社会参画の促進 |
| 男女共同参画社会実現のための環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> • 男女共同参画プランの早期策定 • 男女共同参画推進協議会等の推進体制の確立 • 性別に起因する諸問題の防止・救済のための環境整備 |
| 新たな協働による社会貢献の促進 | <ul style="list-style-type: none"> • 新たな協働スタイルによる地域活動の促進・支援（環境や状況等の同じ人のみの集まりでなく、異なる人材の参画を促進） • 各分野の専門家等によるまちづくりサポーター制度の創設 |

2 時流にあった行財政基盤づくり（行財政改革、情報化の取組み）

近年、国が進める*三位一体の改革を皮切りに、急激な地方財政のスリム化が求められ、また、地方分権に向けた地方自治体の裁量権の拡大への取組みと併せて「国と地方の改革」の流れが急速に進んできています。

そのためには、「健全財政のための財政改革」、「多様化・高度化するニーズに対応するための行政改革」、「市民との協働によるまちづくりのための情報の共有化」などにより、地方自治をめぐる時代の変化に対応していく必要があります。

そこで、情報を広く共有し、市民と協働しながら、スリムで効率的な行財政運営の実現を目指すとともに、計画的で効果的な事業実施体系を工夫しながら『時流にあった行財政基盤づくり』を目指し、以下のように具体的な施策の展開を図ります。



*三位一体の改革：地方財政の改革において「補助金の削減・地方交付税の改革・税源の移譲」を同時に進めようとする考え方。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を、同時にめざすもの。三位一体改革。

〔平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で、その工程表が示された〕

(1) 効率的・効果的な行財政基盤の構築

市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、分野横断的な組織体制づくりを推進するとともに、計画的な職員研修の実施による資質の向上を図りながら、職員の適正配置と計画的な専門職員の育成に努め、スリムで機動力のある組織機構への再編を図ります。

また、市民参画、民営化、指定管理者制度の導入等による行政経営の改革を進めるとともに、行政評価システムの導入等によるチェック機能の強化と、中・長期的な見通しに立った事業計画づくりを行い、総合振興計画との連動による効率的・効果的な、自律型財政運営への転換を図ります。

情報化については、個人情報保護法の理念を踏まえた情報公開施策の総合的な推進に努めるとともに、市民が必要とする行政情報や地域情報を迅速に提供でき、共有できる基盤づくりを推進します。

そのために地域の実情に応じた地域情報の集約・発信のための有効な手段を検討していきます。

| 施策の展開 | 施策 |
|-------------------------|--|
| 効率的・効果的な行財政基盤の構築 | |
| スリムで機動的な行政体系の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 組織情報の共有化と有効活用 スリムで機動力のある組織機構への再編 定員管理の適正化 専門職員の育成と適正配置 職員研修システムの構築（実務・企画・調整・経営能力など） |
| 中・長期的視点での計画的な自治体経営 | <ul style="list-style-type: none"> 総合振興計画との連動による中長期的視野での健全な財政運営 行政評価システムの導入による政策の精査 維持経費や減価償却を踏まえた事業計画づくり ゼロベースからの事務事業見直し 行政規模に応じた計画的な施設の統廃合 * P F I や指定管理者制度等によるアウトソーシングの拡大 外部監査等の導入検討 |
| 地域の実情に応じた情報化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 積極的な行政情報の公開 高度情報通信基盤の整備充実 地域情報の集約・発信の仕組みづくり |

*P F I：〔Private Finance Initiative〕 プライベートファイナンスイニシアチブ
 これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。（平成11年：PFI推進法制定）

3 新たな価値を生み出す地域産業づくり（産業の振興）

これまで、水稻栽培を中心に、畜産業や林業、焼酎製造、* I C産業や金による鉱業など、風土や地域資源を活かした地域産業が築かれてきました。

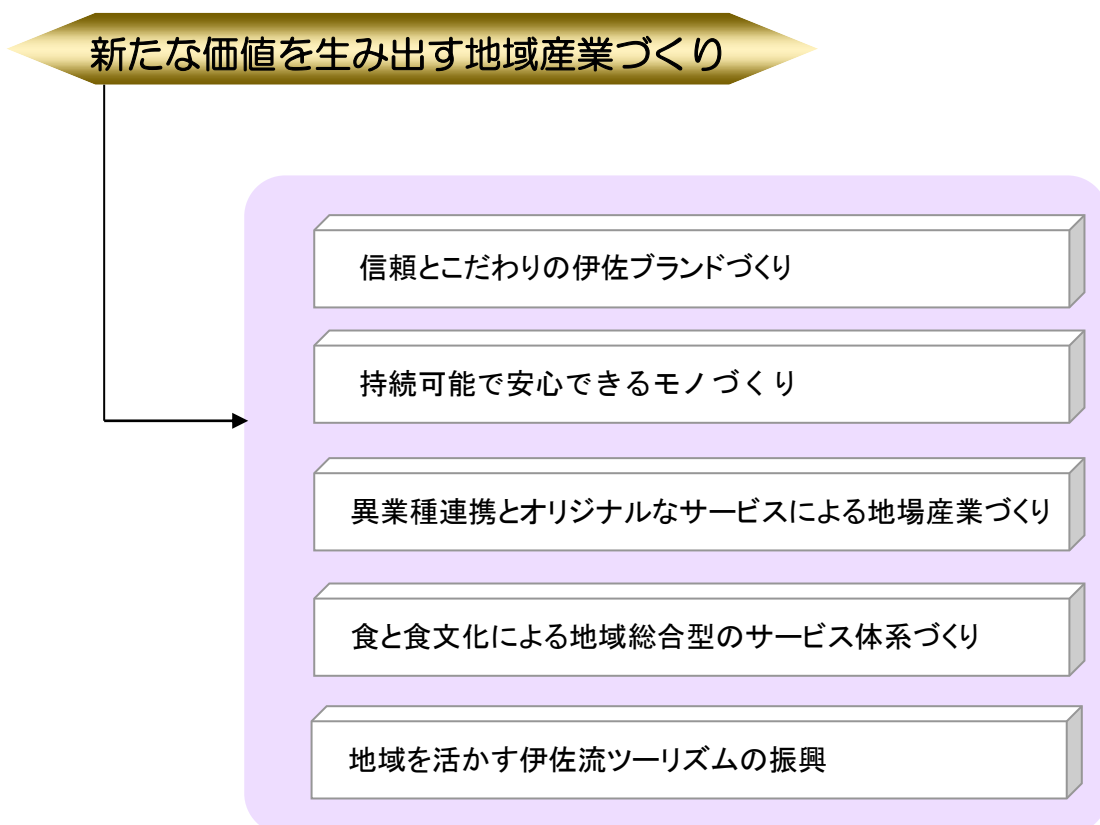
また、これらの地域産業は「稲作文化」や「焼酎文化」などをはじめ、暮らしのなかに密着し、地域の文化を醸成してきました。

しかし現在、産業を支える労働力の減少・高齢化や消費動向の多様化、景気の低迷などが相まって、多くの産業部門で活力が失われかけつつあります。

そのため、限られた人口のなかでいろいろな人材が地域経済に参画し、また、業種の枠を越えて新たなビジネスの展開を図るなど、協働によるモノづくりや新たなサービスの展開などを推進し、「地域内循環」と「地域外からの収入アップ」を視野に付加価値を高める産業政策を進めていく必要があります。

特に、伊佐の特徴となる食や食文化をキーワードに、いろいろな人が分野を越えて協働し、「古くから伝わる良きもの」と「時代に合わせて創り出すもの」により『伊佐特有の食と食文化』を醸成し、また「粋で健康的な食」による癒しのある『だれやめの郷』として多くの人が行き交うまちづくりを展開していきます。

そこで、多様な協働のかたちによる創意工夫と、自然との調和のもと地域資源の有効活用による『新たな価値を生み出す地域産業づくり』を目指し、以下のように施策を展開します。



* I C：「Integrated Circuit」の略。集積回路のこと。

(1) 信頼とこだわりの伊佐ブランドづくり

伊佐の良質な生産品について、他地域との個別化を図り付加価値を高めるために、安心・安全で“信頼”のある、風土の特性と技術力を生かした“こだわり”のある伊佐ブランドづくりを推進します。

まず、生産者と消費者双方による伊佐ブランド推進体制づくりを行い、統一的な水準の設定や技術指導推進体制づくりをはじめ、生産・流通・販売・サービス等における総合的な戦略を展開していきます。

また、ブランドとしての質の向上・維持を図るため、研究、技術開発等の推進を支援するとともに、加工を含めた多品目化のために多様な作り手の参画を促し、ブランド確立のための裾野の拡大を図ります。

同時に、多様な媒体による広告宣伝や販売ルートの確立を推進するとともに、産直交流や都市農村間交流などによるツーリズムの定着、促進により、ブランドイメージの向上を図ります。

| 施策の展開 | 施策 |
|--------------------------|---|
| 信頼とこだわりの伊佐ブランドづくり | |
| 伊佐ブランド推進体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> • 消費者との交流による情報収集 • 生産・流通・販売・サービス部門からなるブランド推進体制づくり • ブランドの登録認証制度の導入・実施体制の整備検討 • ブランドに関する生産指導体制づくり • ブランド化による生産物の水準・基準の検討 |
| ブランドの質の向上と品目の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> • 契約先のニーズに合わせた品質向上の取組み • 関係機関等との連携による研究体制づくり • 産学官協働によるプロジェクト等の推進 • 実証ほ場での計画的な試験栽培の推進 • 加工グループの技術向上の取組み支援 • 多様な作り手（高齢者、女性、障害者等）の参画・活用の促進 • 新たな食文化づくりに関わるモノづくりの促進 |
| 地域イメージ戦略と販売戦略 | <ul style="list-style-type: none"> • 農産物直売所や各種イベント、食の見本市等によるマーケティング調査の強化 • パッケージや広告のイメージ統一化 • ブランドを活用した新たな食スタイルの提案 • 商品特性の整理と営業マンの育成 • 地産地消・地産地販の推進 • 情報技術を使った受注販売システムの構築 • ホテルや料亭等の契約先の拡大促進 • 産直交流や都市農村交流の定着促進 • 食と食文化を大切にすツーリズムの促進 • 健康や食育等による多様な分野との協働推進 |

(2) 持続可能で安心できるモノづくり

農作物や加工品等をはじめとする「モノづくりの産地」として、持続的に生産活動を行なえるよう環境に配慮し、安心できる良質の生産品づくりを推進していきます。

品質・技術面では、関係機関と一体になって研究を進め、優良品種の導入、生産者への技術支援、生産履歴管理等を通して品質や生産技術の向上に努めるとともに、恒久的な生産量を確保するため、新規就農者の育成をはじめ生産者団体の育成等に取り組みます。

また、生産物の多品目化のために、加工開発や技術取得など加工グループ等への支援を図るなど多様な作り手による加工を推進するとともに、地域資源を活用した新しい特産品づくりの試作、開発、提案を行える体制づくりを推進します。

経営基盤の強化については、法人化や集落営農等による経営体の強化と土地の流動化による効率的な生産体制づくりを推進するとともに、個性ある小規模生産活動やIターンや*Uターン等の新規就農への支援対策などにより、多様な経営体の成長を支援します。

また、経営感覚に優れた経営者育成を推進するとともに、サービス産業やツーリズムを視野に入れた複合経営を促進し、意欲ある経営体を支援します。

環境配慮については、良質で肥沃な土づくりのもと有機・減農薬農法等による環境保全型の生産品づくりを推進し、併せて、生産基盤である農地や山林は、国土形成に不可欠な地域の貴重な財産として荒廃の防止に努めるとともに、地域循環型による環境に配慮した生産方法への取組みを支援していきます。

| 施策の展開 | 施策 |
|------------------------|--|
| 持続可能で安心できるモノづくり | |
| 品質・技術向上と生産量の確保 | <ul style="list-style-type: none"> • 関係機関等との連携による研究体制づくり • 優良品種の導入促進や生産者への技術支援 • *エコファーマー制度の普及・推進 • 土地の集約と生産団体の育成 • 実証ほ場での計画的な試験栽培の推進 • 伝統的な技能や職人のワザの伝承と活用 |
| 生産物の多品目化と加工の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 加工開発・技術取得への支援 • 加工グループへの支援 • 多様な作り手（高齢者、女性、障害者等）の参画・活用の促進 • 多様な品目における地域の自給率向上の推進 • 伝統技能を生かしたモノづくりの推進 • 多様なワザや感覚が協働するモノづくりの推進（高齢者と若者、職人とデザイナーなど） |

*エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（1999年制定）に基づいて認定された農業者

*Uターン：都市部の大学に通っていた学生や都市部に住んでいた人などが、生まれ育った故郷に戻って定職に就くこと。

| | |
|----------------------------|---|
| <p>経営体の育成・強化と生産基盤の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 法人化への支援による中核経営体の育成 • 集落営農の促進と新たな経営展開の支援 • 新規就農者支援等による農業後継者対策の実施 • 認定農業者育成に関する支援 • U J I ターン希望者等が安心して就農できる環境づくり • 台帳・地図情報の利用促進と土地流動化の推進 • 利用頻度に対応した農道・林道の整備 • 農林作業受委託の円滑化への支援 • 特色ある製品の生産者への支援 |
| <p>経営能力の向上と経営基盤の強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 農業関係団体の充実した経営指導 • 経営分析力の向上とIT化を支援 • 家族経営協定の推進 • 農家民宿や農家レストランの促進 • 農畜連携など複合経営の推進 |
| <p>環境にやさしく安心・安全な生産物づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 地元良質堆肥の利用促進と散布体制の整備 • 減農薬・減化学肥料農産物、有機農産物の生産振興 • *トレーサビリティの確立のための啓発 • 廃ビニール・廃農薬対策の強化 • 産業廃棄物の適正処理と有効活用の推進 • 産物の病気等の衛生対策の強化 • 農地流動化及び農地利用集積の推進 • 森林の適切な維持管理の推進 • 森林保全のための山林資源活用の促進 • 水源涵養機能の強化 • 都市農村交流の推進による農山村価値の喚起 |

*トレーサビリティ：食品の安全を確保するために栽培・飼育から加工、製造、流通などの過程を明確にすること。また、その仕組み。

(3) 異業種連携とオリジナルなサービスによる地場産業づくり

活気あふれる商業環境の整備を図るため、地域に根ざした個性ある小売業やサービス業の育成や異業種連携による新たな取組みなどを支援し、人がふれあい情報が行き交う商業空間の創出を図ります。

また、商工団体等関係機関との連携を強化し、イベント等による商品の一体的なPRや消費者等との協働によるサービス形態の工夫、産学官による共同研究・プロジェクト等を通して地場産業の成長を支援するとともに、地域の特性を活かした企業誘致や地域リーダー養成・各種研修を行い起業家の育成に努めます。

| 施策の展開 | 施策 |
|-----------------------------------|--|
| 異業種連携とオリジナルなサービスによる地場産業づくり | |
| 個性ある商店とふれあいのある商店街づくり | <ul style="list-style-type: none"> • 中心市街地としての（人がふれあい情報が行き交う）役割を担う新たな商店街の取組みの支援 • 地域に根ざした個性あるサービスへの支援 • 異業種間の協働によるものづくり・サービスの支援 |
| 地場産業や誘致企業の成長支援 | <ul style="list-style-type: none"> • 情報の提供と地域課題解決に向けたサポート • 商品やサービスの一体的なPR • 異業種交流と地域との交流の機会の設定 • 産学官協働による研究・プロジェクト等の実施 • 地域特性に適応した企業の誘致活動の推進 |

(4) 食と食文化による地域総合型のサービス体系づくり

「食と食文化」をキーワードにした産業戦略を推進するため、既存団体等の連携や統合による総合的な産業組織により、第1次産業から第3次産業までの異業種連携、いわゆる第6次産業への取組みのための連携体制づくりを推進します。

また、魅力ある食文化の構築のため、安全志向に対応する地産地消への取組み、地元でサービスを提供する地産地販の体制づくり、伊佐ブランドにおける圏外販売のための流通システムや販売ルートの研究等に努め、地域イメージの向上を図ります。

さらに、産業間の連携などを進め、特産品や土産品の製品化など新たな産業の創出に努めるとともに、*コミュニティビジネスの創出や起業家の進出を支援し、食に関するモノづくりやサービスの多様化を図り、地域食文化の継承と創造などと併せ、食のまちとしての総合的なサービス体系づくりを推進します。

| 施策の展開 | 施策 |
|--------------------------------|--|
| 食と食文化による地域総合型のサービス体系づくり | |
| 総合的な推進体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> 既存団体等の連携や統合による総合的な産業組織の設置（伊佐ブランドの組織も含む） 異業種交流とまちづくり研修等の開催 多種多様な分野への波及促進 食と食文化に関する情報収集・発信・提案等を行なう窓口づくり |
| 地産地消・地産地販と圏外販売の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 食・食文化に関する情報提供 公共サービスをはじめとする地産地消の推進（食材、食器、木材など） 市街地での朝市・直売所等による地産地消の推進 小菜園や集落等の生産物の集約システムづくりと地元販売促進 地元産品を活用した飲食・サービスの拡大促進 製品の流通システムに関する調査研究 伊佐ブランドとしての圏外販売への販路開拓 |
| 6次産業化に向けた取組み | <ul style="list-style-type: none"> 食と食文化に関する情報発信（情報誌・ホームページ・イベント等の実施・都市部への広告等） 食に関わる食品や道具等のモノづくりの推進 新たな商品開発やサービスの創出のための研究 起業やコミュニティビジネスの促進・支援 女性や高齢者等の新たな労働力の創出・育成 地元産品使用のサービス促進プロジェクト実施 普遍的なサービスができる人材の育成 地域資源を有効活用する企業の誘致 食と食文化を重視する伊佐流ツーリズムの振興 |

*コミュニティビジネス：地域の人たちが地域資源（人、モノ、技術力など）を活用して地域の生活圏で行う産業のこと。

(5) 地域を活かす伊佐流ツーリズムの振興

景勝地等の見学のみで完結する従来型の観光から、風土・文化やさまざまな地域資源を活用した“個々のニーズを満たす体験・交流型ツーリズム”としての新しい観光体制づくりを推進します。

地域の特性を活かした各種ツーリズムの開発を促進する中で、特に、地域の食材を活用した「粋な料理」や稲作文化や焼酎文化をはじめとする「地域の食文化」に関するメニューを含んだ『伊佐流ツーリズム』の積極的な普及を図ります。

そのために、多様な体験・交流型ツーリズムによる観光振興を推進するため、核となる組織や総合窓口の設置を検討し、人材育成やサービスの向上、ツーリズムのメニュー化や情報発信等を行なうとともに、交流を核とした新しいビジネスへの取り組みや広域を視野に入れた幅広い実施体制づくりを推進します。

| 施策の展開 | 施策 |
|--------------------------|---|
| 地域を活かす伊佐流ツーリズムの振興 | |
| 従来型観光から体験・交流型ツーリズムへの転換 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食と食文化を重視する伊佐流ツーリズムの振興 ・ 自然資源を活用した*エコツーリズム等の促進 ・ 農村体験交流による*グリーンツーリズムの推進 ・ 曾木の滝のような景勝地や歴史的資源を活かしたツーリズムの促進 ・ 食文化や地域文化による*タウンツーリズムの推進 ・ 温泉や自然・食・運動等を活かした*ヘルスツーリズム等の推進 ・ 産業や産業遺産等を活かしたツーリズムの促進 |
| ツーリズムを支える体制・環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ ツーリズムの核となる総合的な機関の設置 ・ ツーリズムの総合案内窓口の設置 ・ 研修等によるツーリズムを担う人材の育成 ・ サービス水準等の設定による指導・助言 ・ 情報集約によるプログラム化と情報発信 ・ ツーリズムの受入先となる民宿等の整備促進 ・ メニューの多様化のための広域連携の推進 |

*エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全の責任を持つ観光のあり方。

*グリーンツーリズム：都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

*タウンツーリズム：商店街などを散策し、道行く人達との交流を通じ、地域の文化や食文化を堪能する旅。

*ヘルスツーリズム：健康をキーワードに、自然や食を通じ、地域に親しむ観光のあり方。

4 安全で快適な生活空間づくり（都市基盤・生活基盤の整備）

本地域は、なだらかな山々や豊富な水脈、平野部に広がる田園風景などの「自然豊かな農村空間」と、商業空間や医療福祉機関などの都市的機能を有する「コンパクトなまちの空間」で構成された「まち・むら」の要素をもった多自然居住地域といえます。

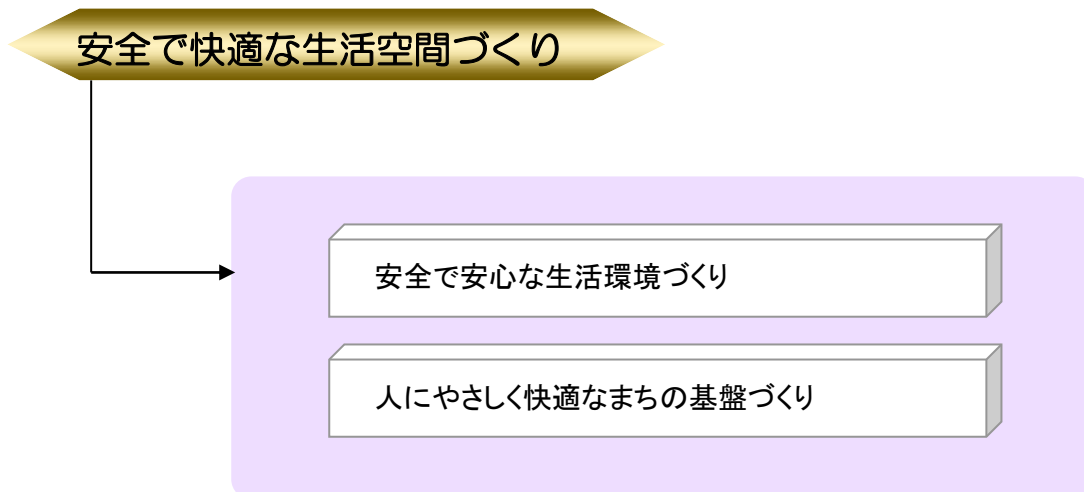
この「まち・むら」の機能を確保し、より魅力ある空間にするために、「安全で安心な生活環境」、「五感をくすぐる癒しの空間」、「多機能で適度の利便性をもつ都市機能」などの視点により、市民と一体になった生活空間づくりを進めていく必要があります。

そのため、生活環境については、未然防止と迅速な対応による消防・防災対策や、地域と一体となった防犯・交通安全対策、また、消費者保護や交通対策による不安解消など「安全・安心」を第一とする取組みが必要となります。

まちの基盤づくりにおいては、区域や用途の指定による計画的な土地利用や、住民との協働による景観対策などにより、癒しを感じる快適な空間づくりを進めます。

また、ユニバーサルデザインによる人にやさしい環境整備や、官民協働のもとでの都市的機能の確保・向上により、多様な機能性をもつ都市空間づくりに取り組みます。

そこで、すべての人が安心して生活できる環境づくりと、魅力ある快適なまち・むら空間づくりのハード・ソフトの両面による『安全で快適な生活空間づくり』を進めるために、以下のように施策を展開していきます。



(1) 安全で安心な生活環境づくり

近年の異常気象や地震等による自然災害、全国的に複雑化する犯罪や増加する交通事故などに対し、安全・安心を第一に、未然防止と迅速な対応のための市民と一体になった多方面での取組みを進めます。

消防・救急体制については、人材確保・育成、消防・救急設備の充実を図るとともに、地域防災計画・水防計画の策定を通して、国・県や関係機関等との連携のもと地域主体の自主防災体制の確立を図ります。

また、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備等を通して交通安全対策の推進を図るとともに、警察、行政、学校、地域市民等が連携した地域防犯体制づくりを推進します。

さらに、関係機関と連携して、多様な消費者トラブルに対応した消費生活相談や安心、安全な生産物の情報提供に努めます。

また、交通弱者への対応として、市内バス路線等の見直しや多様な手段や制度等を活用した効率的な交通対策の検討を進めます。

| 施策の展開 | 施策 |
|-----------------------------|--|
| 安全で安心な生活環境づくり | |
| 迅速に対応できる消防・防災体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> • 消防団員の確保・育成 • 消防設備の充実 • 自主防災組織の育成強化 • 防災無線の整備検討 • 地域防災計画・水防計画の策定 • 災害対策・避難支援マニュアルの策定 • 災害情報の周知と避難誘導等の初動体制の強化 • 医療機関等との連携による緊急医療体制の確立 • 災害時の広域による相互応援体制の確立 • 防災マップの作成 • がけ地近接等危険住宅の移転促進 • 治山・治水事業の促進 • 国民保護計画の策定 |
| 地域と一体となった交通安全対策と防犯対策 | <ul style="list-style-type: none"> • 道路危険箇所における交通安全施設の整備 • 交通安全教室の開催や交通安全指導の充実 • 広報・啓発活動やキャンペーン等による交通事故防止運動の推進 • 職場や地域における各種講習会の開催 • 地域での防犯声かけ運動等による防犯活動促進 • 防犯対策や犯罪対処に関する広報活動実施 • 防犯灯や街灯の整備促進 • ワークショップ等による危険箇所の点検 • 警察や交通安全協会、学校その他関係機関等との連携強化 |

| | | |
|--|---------------------------|--|
| | <p>不安解消のための消費者保護や交通対策</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 講座や広報等での健全な消費に関する啓発活動 • 相談窓口の充実と関係機関との連携強化 • 新たな悪質商法等の迅速な情報提供 • 「安全な食」に関する知識向上のための取組み強化 • 市内バス路線の維持への取組み • 鉄道廃止路線での生活維持路線対策 • 駅や空港等の他交通機関とを結ぶバス路線の確保 • バス、タクシー、福祉タクシー等多様な手段や制度等を活用した効率的な交通対策の検討 |
|--|---------------------------|--|

(2) 人にやさしく快適なまちの基盤づくり

近代の車社会における交通利便性の向上を図る一方、すべての人にやさしいユニバーサルデザインを基調とした生活基盤づくり、公園整備や景観配慮などによる癒しの空間づくりなどを視野に置き、快適に暮らせるまちの基盤づくりを進めます。

まず、土地利用については、周囲の景観に配慮し、秩序ある計画的な利用に努め、歩いて楽しい市街地空間と美しい農村空間の形成を図ります。併せて、市民と協働して環境・景観づくり活動を実施し、五感に響く美しいまちづくりを推進します。

また、住環境については、民間活力の導入等も含め計画的な公営住宅の整備、維持・管理に努めるとともに、都市機能の向上、住環境や公園・緑地の整備など市民との協働や役割分担のもと、快適な都市空間づくりを推進します。

同時に、交通網の整備については、国道、県道の整備促進・早期完成を要請するとともに、計画的、効率的かつ安全で人にやさしい市道の整備、維持・管理に努めます。また、他部署と連携し、健康や学び等につながる歩道の活用など多様な機能をもつ道路づくりを目指します。

| 施策の展開 | 施策 |
|--------------------------|---|
| 人にやさしく快適なまちの基盤づくり | |
| 計画的な土地利用と五感に響く景観づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 国土利用計画の策定 • 都市景観や農村景観に配慮した秩序ある土地利用の推進 • 公共的施設のユニバーサルデザインの導入 • 歩いて楽しい市街地空間の形成 • 景観条例や景観づくり委員会等の設置検討 • 景観アドバイザー等の積極的な活用 • 環境・景観に配慮した公共工事の実施 • 屋外広告物の適正な管理 • 市民との協働による景観づくり活動の推進 • 景観づくりコンテストやフォトイベント等の実施 |
| 良質な住環境と快適な都市空間づくり | <ul style="list-style-type: none"> • 民間活力の導入による公営住宅整備の推進 • 既存公営住宅の適切な維持・補修 • 広報・講座・相談等によるバリアフリー住宅等の整備促進 • 都市計画マスタープランの見直し • 街路事業等による交通網の整備や周辺環境整備の推進 • 景観・安全性重視の都市公園づくりの推進 • 公園や街路樹等の市民との協働による管理体制の検討 |

| | | |
|--|-----------------------|---|
| | <p>多様な機能性をもつ道路の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> • ユニバーサルデザインを基調とした安全性の高い道路づくりの推進 • 花木等による季節感を重視した街路帯づくり • 安全で楽しく歩ける歩道づくり • 各期成会や関係組織等との連携による国・県道の整備・改良の促進 • 市道を中心とした生活道路の計画的で効率的な維持管理 • 他の部署との連携による多様な機能を発揮する道路づくり（保健、福祉、環境、教育等） |
|--|-----------------------|---|

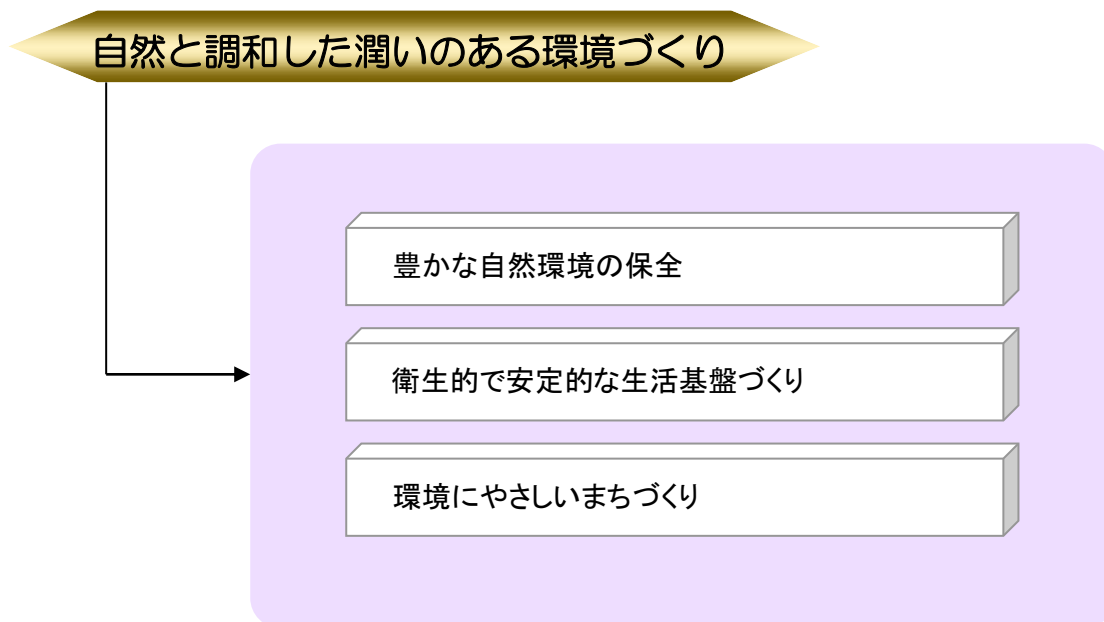
5 自然と調和した潤いのある環境づくり（環境の保全と活用）

現在まで、先進国では、近代化による経済発展の陰に、公害問題や身近な環境対策（騒音・水質悪化・悪臭・日照権など）が存在し、問題解決に取り組んできた経緯があります。

しかし近年、嗜好の多様化による必要以上の資源の消費、社会の高度化に伴うエネルギー使用の増大、さらには発展途上国の急激な近代化などの要因が複雑に絡み合い、地球温暖化をはじめとする地球規模的な問題が生じており、気候変動による生態系への影響や海面の上昇、エネルギー資源の枯渇などが近未来に予想され、深刻な問題として国際的な対策が求められています。

そのようななか、新市では、水質浄化をはじめ個別の環境対策や衛生的な生活環境の確保に対処していくほか、豊かな自然環境の保全に取り組み、また、市民と一体となった省資源・省エネルギーなどによる地球温暖化対策への取組みを進め、持続可能な資源循環型社会を目指していく必要があります。

そこで、地域の豊かな自然環境を国や地域の貴重な資産として、また地球環境の保全のための先進国の役割として、最良の形で次代に引き継ぐ責務があり、自然から受ける恩恵と自然の浄化作用のバランスを考えながら、市民、民間団体、事業者、行政の協働により『自然と調和した潤いある環境づくり』を進めていくために、以下のように施策を展開していきます。



(1) 豊かな自然環境の保全

新市の大半を占める山林や流れ出る豊富な水脈は、産業や文化を醸成する地域固有の風土であり、また国や地域の貴重な資産として、最良の形で次代に引き継ぐ責務があり、様々な側面から保全のための取組みを進めます。

河川については、市民と一体となって水質浄化に努めるとともに、安全性と生態系の保全を前提に、広域的な取組みのもと治水・利水の調和のとれた河川整備・改修を促進します。

併せて、癒しや学びの場として、親水やスポーツ・レクリエーション等による水辺空間の有効活用を促進します。

また、森林のもつ多様な公益機能の維持対策を進め、荒廃の防止に努めるとともに、環境に配慮した生産方法や間伐材の加工、*バイオマスやツーリズム等による森林資源の活用への取組みを支援していきます。

| 施策の展開 | 施策 |
|------------------------|--|
| 豊かな自然環境の保全 | |
| 生態系に配慮した遊び心のある水辺の保全と活用 | <ul style="list-style-type: none"> • 関係団体やまちづくり団体等との連携による保全活動の推進と協働によるイベント等の開催 • 生活雑排水等の適正処理による河川浄化の啓発 • 学校・職場等における環境学習の推進 • スポーツ・レクリエーションや癒しの場としての河川の活用の推進 • 川内川流域地域との連携と流域間交流の推進 • 関係機関との連携による河川水質検査及び水生生物調査等の実施 • 安全で治水・利水の調和のとれた河川改修の促進 • 自然生態系に配慮した親水空間整備の推進 • 河川体験拠点の「川の駅」などの整備促進 |
| 豊かな森林の保全と活用 | <ul style="list-style-type: none"> • 森林資源の充実を図る除間伐の推進 • 間伐材等の山林資源の有効活用の支援 • 保水力を高める広葉樹植林の推進 • 森林組合など関係団体と連携強化 • ツーリズム等による森林の活用 • 木質バイオマスエネルギーの導入検討 |

*バイオマス：エネルギー源または化学・工業原料として利用される生物体。

(2) 衛生的で安定的な生活基盤づくり

市民の快適な生活を支える水道、排水、し尿処理等について、衛生的でかつ安定的なサービス体系づくりを行ないます。

上水道については、計画的な上水道施設等の改修、新しい水源の確保、水質の管理を通して、安全・安心な飲料水の安定供給に努めます。

併せて、上水道事業は、合理的な事業運営により適正料金の維持や未設置地区への計画的な敷設等を図ります。また節水や安全性に関する情報提供を行い、未加入者への普及促進を含め、安心して利用できる上水道事業の実施に努めます。

また、自然環境の保全の観点から計画的な合併処理浄化槽の整備による生活排水・し尿処理対策の推進を図るとともに、市街地周辺部における排水路の整備などを通して快適な都市環境の整備に努めます。

農業集落排水事業については、水質の汚染など環境改善への理解を求め、加入率の向上を図り、使用料の見直しを検討するとともに、適正な維持管理に努めます。

し尿処理については、施設の適正な維持管理を進め安定的な処理を推進するとともに、新たな処理施設整備に向けた検討に努めます。

さらに、火葬場については、計画的な改修と補修の実施を行うとともに、新施設の建設に向けた調査、研究等に努めます。

| 施策の展開 | 施策 |
|------------------------|--|
| 衛生的で安定的な生活基盤づくり | |
| 安全安心な飲料水の安定供給 | <ul style="list-style-type: none"> 上水道施設等の計画的な改修、維持補修の実施 安定供給のための水源の確保 水源地等集中監視システムの整備 水質監視体制の強化 災害時に対応できる体制の整備 |
| 上水道事業の合理的運営の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 採算を考慮に入れた未設置区域への上水道設置の検討 簡易水道の統合（地方公営企業法の適用） 健全な運営の推進（適正な料金の検討等） 水源の大切さの広報等による節水の啓発 安全安心な水道水の啓発による未加入者への普及促進 |
| 適正な排水処理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 補助制度を利用した合併処理浄化槽の普及拡大 市街地周辺部等における排水路整備 |
| 農業集落排水事業の合理的運営の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 健全な運営の推進（適正な料金の検討等） 水質保全等の啓発による未加入者への普及促進 |
| 安定的なし尿処理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 適切な処理のための施設維持管理の徹底 新たな処理施設整備に向けた検討 |
| 火葬場の円滑な運営 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の計画的な改修と維持補修の実施 新たな施設整備に向けた検討 |

(3) 環境にやさしいまちづくり

地球温暖化をはじめとする地球環境問題については、先進国における責任と深刻なエネルギー問題、次世代への継承などを心に留め、地域の環境対策と併せて、市民と一体となって環境にやさしいまちづくりに取り組みます。

まず、環境美化条例の策定を通して、ゴミの持ち帰り運動等のマナー向上に関する啓発、衛生自治団体等との連携による地域における環境美化活動など、市民との協働による取り組みを推進します。

また、長期的かつ総合的視点で、ごみの減量・資源化や資源の有効活用の観点から「*3 R」施策を推進し、生ゴミの減量化や分別収集の徹底などにより資源循環型社会の形成を目指します。

産業廃棄物等の不法投棄について、市民や関係機関と一体となり監視・指導体制を強化し適正な廃棄物処理を推進します。また、騒音、悪臭、水質汚濁等の個別の環境対策についても各種調査等を踏まえ、適切な処置に努めます。

さらに、京都議定書における国のCO₂削減目標の達成に向け、公共機関における温暖化防止対策を推進するとともに、市民や企業等に対して、関係機関との連携による啓発活動行い、新エネルギー、特に省資源・省エネルギーの普及促進に努めます。

| 施策の展開 | 施策 |
|--------------------------|---|
| 環境にやさしいまちづくり | |
| 環境美化活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 環境美化条例の策定 • ごみの持ち帰り運動の推進 • 衛生自治団体との連携による地域の美化活動の推進 |
| ごみの減量化・再資源化による循環型社会の形成促進 | <ul style="list-style-type: none"> • 未来館やリサイクルプラザの安定運営 • 最終処分場の維持管理の徹底 • 生ごみ減量化のための対策の実施 • 再資源化のための分別収集基準の強化 • 「3 R」施策に基づく適切なごみ処理・再資源化の推進 • 民間委託によるごみ収集業務の充実 • 「3 R」施策に関する市民や企業に対する啓発活動の推進 |

*3 R：循環型社会を実現するために必要な、三つの要素のこと。リデュース（ごみの減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）をさす。

| | | |
|--|--------------------------|--|
| | <p>公害防止対策や個別の環境対策の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 騒音・悪臭などの身近な問題に対する関係機関との連携強化 • 始良伊佐環境保全センターとの連携による定期的な各種調査・検査の実施 • 廃ビニール・廃農薬対策や適正な家畜ふん尿処理対策の強化 • 市民・関係機関が一体となった産業廃棄物等の不法投棄監視・指導体制の強化 • 牛尾地区湧水処理施設の整備・充実 |
| | <p>地球温暖化対策の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 公共機関等における省エネルギーの推進 • 市民や企業等に対する新エネルギー・省エネルギーの啓発・普及促進 • 市自らの温室効果ガス排出削減に関する実行計画の策定 • 地球環境を守るかごしま県民運動推進員と連携した普及啓発 • 地球環境問題の教育・学習の推進 |

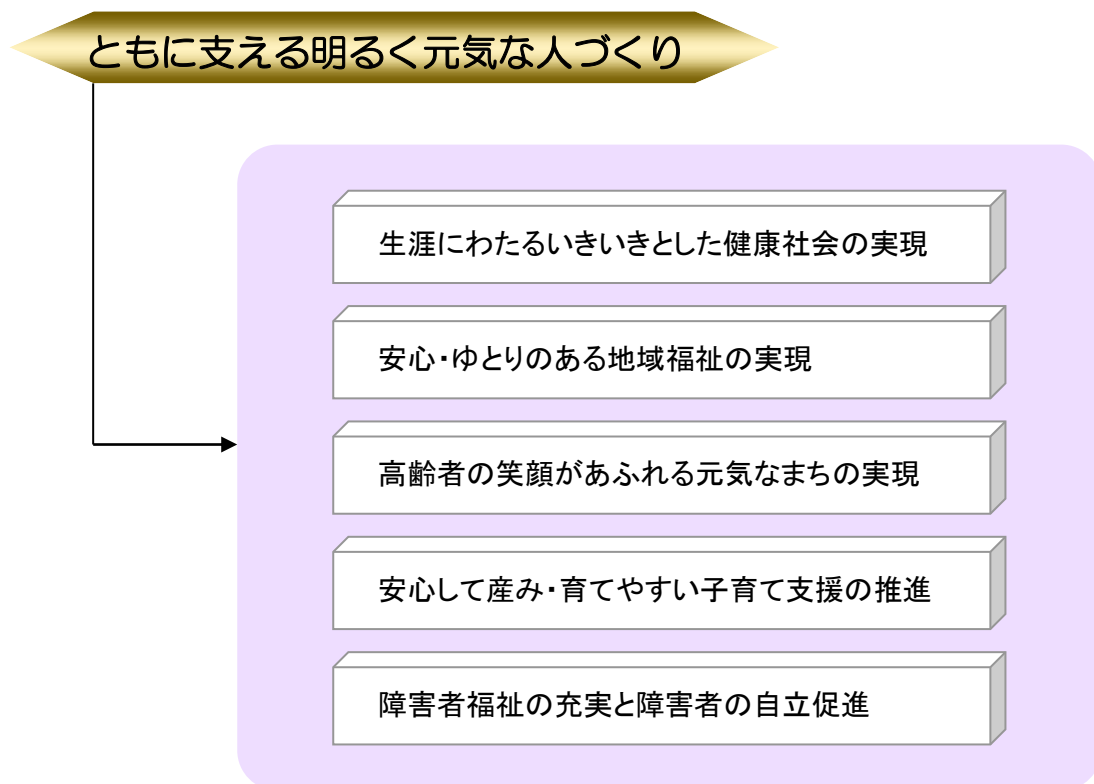
6 ともに支える明るく元気な人づくり（保健・医療・福祉の充実）

少子・高齢化や過疎化、核家族化などが時代とともに進むにつれ、地域コミュニティの形も変化し、子育てにおける環境や独居老人の増加など高齢者を取り巻く環境にも大きな影響が出てきています。

そのため、医療・福祉分野についても、介護や施設入所、保育所など社会的サービスの利用拡大や、個々の状況に応じたサービスの多様化などが見られ、社会福祉にかかる経費が増加する一方で、少子化や過疎化による担い手の減少が大きな問題となっています。

そのようななか、「産み育てやすい少子化対策」と「生きがいを持って元気に暮らす高齢者対策」、「社会で自立する障害者対策」などを目指し、疾病予防を重視した保健施策、セルフケアによる健康増進、個々に応じたケアプランづくり、地域サポート体制づくりなどを重視し、医療・福祉機関等との連携強化のもと、市民の健康づくりを進めていきます。

そこで、市民の主体的な健康保持・増進をサポートする保健・医療と、地域で支え、個々に応じた安心できる福祉による『ともに支える明るく元気な人づくり』の実現に向け、以下のように施策を展開していきます。



(1) 生涯にわたるいきいきとした健康社会の実現

乳幼児から高齢者までのすべての市民が、主体的に健康を保持・増進できるようサポートし、いきいきとした暮らしの実現に向け、保健・医療体制の充実を図ります。

まず、基本健診をはじめとする各種健康診査、相談事業などを通じ生活習慣病の一次予防を重視した各種保健事業を推進するとともに、運動や学習、社会貢献等を通じた健康づくり等を促進することで、主体的な健康増進や疾病予防による*セルフケア能力の拡充を図ります。

併せて、「健康日本21計画」に基づき市民の健康づくり拠点の充実を図るとともに、保健・医療・福祉による健康増進ネットワークの形成を推進し、市民の健康づくりを支援します。

また、医師会や医療機関等との連携により、市民の命を守るための医療・緊急医療体制の充実、強化を図ります。

母子保健については、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進するために健診事業の充実を図るとともに、乳幼児医療費助成をはじめ、子どもの心の健康、育児不安の軽減など母子保健事業の充実に努めます。

公衆衛生における感染症対策では、関係機関との連携のもと乳幼児や高齢者まで感染症の予防・啓発に取り組むとともに、発生時における感染の拡大防止に努めます。

| 施策の展開 | 施策 |
|-----------------------------|--|
| 生涯にわたるいきいきとした健康社会の実現 | |
| 健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 生活習慣病の一次予防に重点を置いた事業の実施 • 健康に関する広報啓発の推進による市民意識の醸成 • 基本健診やがん検診等、各種健康診査の充実 • 8020 運動の推進 • 食生活改善推進員の育成・活動の充実 • 安心・安全な食材づくりを通じた健康づくりの推進 • 安心・安全な地域の食材を活用した「食育」の推進 • スポーツ・レクリエーションの普及啓発 • 生涯学習や地域づくりを通しての健康づくりの推進 • 温泉を利用した健康づくりの推進 • 精神保健活動の推進 • 学校保健、産業保健との連携 |

*セルフケア：自分で自分自身の面倒を見ること。自己療法。

| | |
|----------------------|---|
| <p>保健・医療の体制の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 健康日本21計画に基づく健康増進計画の策定 • 健康づくり推進員等の地域保健体制の充実 • 健康づくり教室など地区単位での活動の推進 • 元気こころ館やまごし館等の機能の充実 • 包括的、総合的な保健・医療・福祉体制の充実 • 保健・医療・福祉情報ネットワークの共有化 • 休日・夜間医療体制の確保 • 医療機関や消防署など関係機関による救急医療体制の充実 |
| <p>乳幼児・母子保健事業の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 乳幼児健診の充実 • 乳幼児医療費助成の実施 • 育児についての教室・相談の実施 |
| <p>感染症予防の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 各種予防接種や結核検診の実施 • 関係機関との連携による啓発 • 関係機関との連携による発生時における消毒その他措置 |

(2) 安心・ゆとりのある地域福祉の実現

地域福祉計画を通して、社会福祉協議会や民生委員、地域包括支援センター等との連携強化のもと地域との連携による安心できる総合的な地域福祉体制づくりを図ります。

また、ボランティアによる福祉ネットワークの充実を図るため、活動拠点の充実、人材の育成、市民が主体的に参加できる活動体制づくり等に努めます。

また、母子・父子家庭については、自立促進を図るため、適切な相談・支援体制の充実や制度化されている諸施策の普及、啓発を図ります。

低所得者については、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、その支援に努めると同時に、民生委員や支援専門員等との連携により、自立に向けた就労指導や生活相談等を進めます。

| 施策の展開 | 施策 |
|-------------------------|---|
| 安心・ゆとりのある地域福祉の実現 | |
| 安心できる地域福祉の体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> • 地域福祉計画の策定 • 近隣保健福祉ネットワークの機能強化による地域の見守り活動等の強化 • 民生委員、支援専門員等との連携による生活相談、指導体制の充実 • 社会福祉協議会の統合の推進 • ホームヘルパー育成教室等による人材の確保 • ボランティアやNPO、各種福祉団体の活動支援 • 社会保険事務所との連携による年金加入、保険料納入の推進 |
| 生活安定のための福祉施策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮者に対する自立支援 • 母子・父子家庭の自立支援 • 年金に関する正しい理解を得るための広報・啓発の推進 |

(3) 高齢者の笑顔があふれる元気なまちの実現

高齢者が生涯現役で健康に暮らしていけるように、個々にあったプログラムによる健康づくりや食生活改善の提案等による健康保持の推進に努め、また、高齢者の就業機会の確保・拡充や世代間交流等を通じた生涯現役の仕組みづくりにより、生きがいもてる高齢者の自立を支援します。

保健・介護体制については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が慣れ親しんだ地域でいきいきと過ごせるよう、行政、医療・福祉機関、専門家、ボランティア等の連携による地域ケア体制づくりを進めるとともに、個々の実情に即した*ケアマネジメントの実施のために地域包括支援センターの機能充実を図ります。

また、できる限り要介護状態に陥ることとならないように、予防重視型の地域支援事業や新予防給付事業を円滑に導入し、生活機能の維持・向上により高齢者の自立支援を図ります。

さらに、第三者機関による介護保険サービス評価制度等を通して、適切なケアマネジメントに基づく均衡あるサービスの提供に努めるとともに、研修等を通してサービス従事者の質的向上の促進に努め、介護保険の適切な運営を図ります。

| 施策の展開 | 施策 |
|----------------------------|--|
| 高齢者の笑顔があふれる元気なまちの実現 | |
| 健康で安心して生活できる支援策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> • 生きがい交流センターやひしのみ苑等の機能充実 • 体力保持のための軽運動・スポーツの促進 • 食生活の改善と健康の保持を図る保健サービスの推進 • 独居老人に対するケアの充実 • 養護老人ホーム入所等の高齢者措置事業の充実 • 長寿祝い金や敬老年金の実施 |
| 生きがいを持って生活できる環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> • シルバー人材センターの充実 • 老人クラブ等の活動活性化への支援 • 生涯学習を通じた生きがいづくり・仲間づくり • 地域における世代間交流などの交流事業の推進 • 生きがいを生み出す生産活動の推進（生涯現役） • 豊富な経験を活かしたボランティア活動の促進 |

*ケアマネジメント：介護保険制度下で、個々人の要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する一連の援助の方法のこと。

| | |
|--------------------------|---|
| <p>介護支援体制の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定 • 行政、医療・福祉機関等が一体となった取組の実施 • 地域包括支援センターの機能充実 • 地域資源（人・施設等）を活かした地域支援体制の整備 • 民間活力の導入による高齢者専用住宅建設の検討 |
| <p>介護予防の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 介護予防のための各種保健事業の充実 • 自立を支援する地域支援事業の充実 • 介護予防に関する情報提供・啓発 • 介護予防活動を支える人材の育成 |
| <p>介護保険の適切な運営</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 要介護・要支援者に対する適切なケアマネジメントの実施 • 介護保険サービスの評価制度の導入 • 介護支援専門員（ケアマネージャー）の育成・支援 • 在宅福祉アドバイザーの育成及び活動支援 • 在宅福祉サービスの充実 |

(4) 安心して産み・育てやすい子育て支援の推進

過疎・高齢化が進む新市においても、少子化対策は喫緊の課題であり、国策としての支援策と併せ、地域で支える子育て環境づくりを進めていきます。

具体的には、次世代育成支援対策行動計画に基づき、安心して産み、育てることができる子育て支援策を総合的に展開していきます。

特に、保育環境については、共働きがしやすく、利用しやすい保育サービスの充実を図るとともに、保育所・幼稚園との連携による保育体制の充実を図ります。

また、地域の子育てサークル等の活動支援、子育て支援のためのボランティアなど支援する人材づくりを進めるとともに、子育て支援ネットワークの形成を図るなど、地域で育てる体制づくりを推進します。

さらに、関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見・防止に努めます。

| 施策の展開 | 施策 |
|-----------------------------|--|
| 安心して産み・育てやすい子育て支援の推進 | |
| 子育て支援策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> • 次世代育成支援対策行動計画の策定 • 子育て支援センターの整備充実 • 病児・病後児保育事業の実施 • 延長保育、一時保育、休日保育などの推進 • 放課後児童クラブの育成 • 家庭児童相談室等と関係機関との連携強化 • 子育て支援パスポート事業の促進 • 子育てファミリーサポートセンター事業の促進 |
| 地域で育てる体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> • 保育所、児童委員、母子保健推進員等との連携による子育て支援ネットワークの形成 • 子育てサークルの支援及び情報提供の強化 • 子育てに関する相談・支援体制の強化 • 各種教室の開催や子育て相談員制度の導入など • 地域やボランティア組織等による支援活動の促進 |

(5) 障害者福祉の充実と障害者の自立促進

障害者計画および障害福祉計画に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、身近な相談体制の充実、障害の状況に応じた福祉サービスの支援、さらに、作業所や授産施設などへの支援等に努め、障害者の自立を促進します。

また、社会参加や就労に向けた各種事業の促進、スポーツ・レクリエーション活動やイベント活動などの社会参加への支援を図るとともに、生活環境や交通対策などについてバリアフリー化を推進します。

さらに、医療機関や障害者施設、保健所が連携して障害の予防・早期発見に努め、また、治療・訓練・リハビリテーションの充実を図るとともに、障害児に対しては、関係機関と連携し、年齢や状態に応じた適切な療育を実施します。

| 施策の展開 | 施策 |
|--------------------------|--|
| 障害者福祉の充実と障害者の自立促進 | |
| 総合的な自立支援システムの確立 | <ul style="list-style-type: none"> • 障害者計画及び障害福祉計画の策定と推進 • 適正な支給決定のための体制の確立 • 障害者等の相談体制充実 • ハローワークや就労の関係機関との連携強化 • 自立支援のための在宅支援センター等との連携強化 • 障害者団体や各機関との連携強化 • 通所型の作業所・授産施設の充実 • 自立支援やノーマライゼーション理念についての広報啓発活動の推進 |
| 地域で暮らしやすいサービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> • 障害者のニーズに応じた福祉サービスの充実（自立支援給付、地域生活支援） • 入所・入院から在宅への移行サポートの実施 • 障害者の社会参加のための事業実施 • 食と食文化に関わるビジネス機会の拡大・促進 • 障害者の特性に応じた雇用の推進 • 地域や学校等における交流やボランティア活動の推進 • 地域のイベント・活動への参加促進 • 生活環境・交通対策などのバリアフリーの推進 |
| 保健・医療サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> • 行政、医療・福祉機関等の連携強化 • 障害の早期発見と早期療育の実施 • 子ども発達支援センターの充実 |

7 地域と学び未来に生かす人づくり（教育・文化の充実）

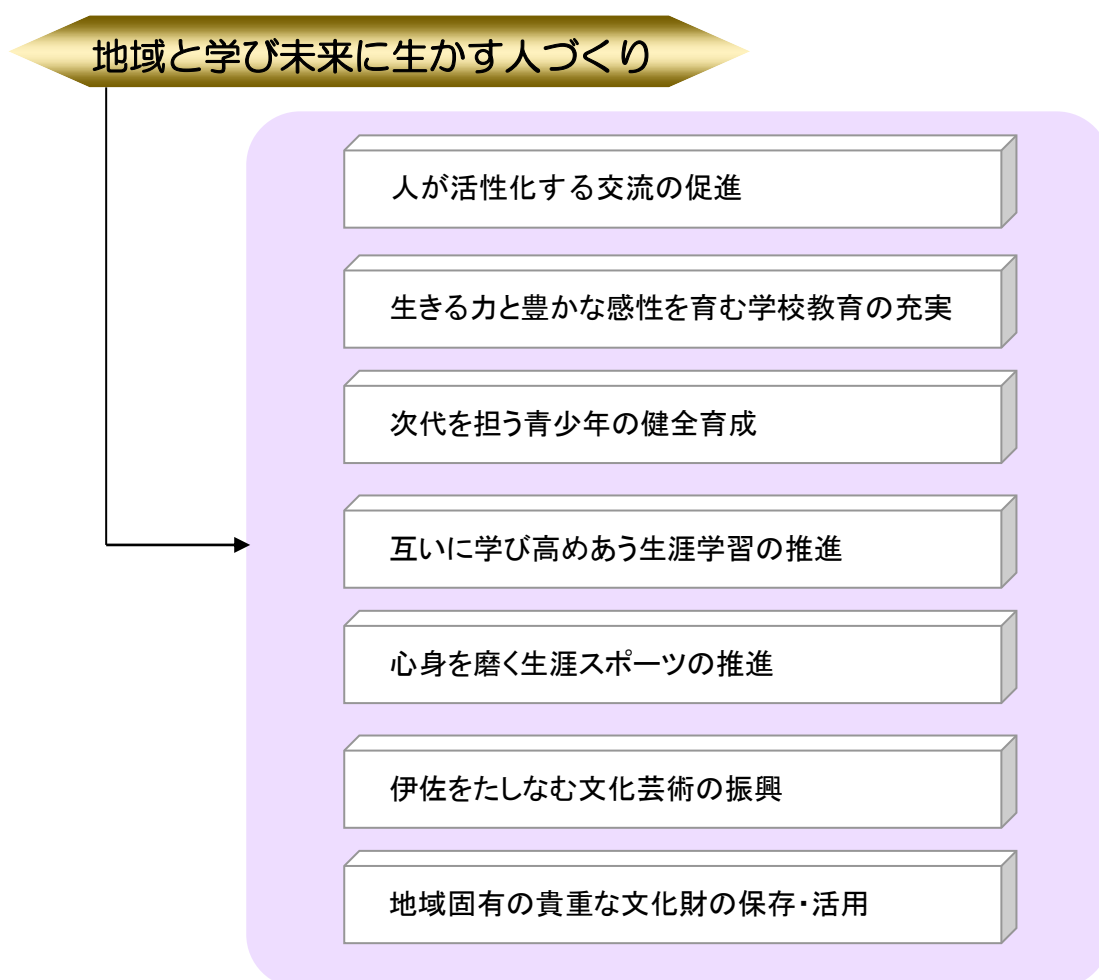
近年、ライフスタイルの多様化により、Iターンなど、地域特有の暮らしに魅力を感じ移住するケースが多く見られ、また、特産品やツーリズムなどによる地域振興においても地域間競争がみられ、全国各地で魅力ある独自の地域づくりを展開してきています。

特に、地域の魅力を引き出し、地域自らが内発的に活性化するには、まちづくりの基本となる人づくりが不可欠となり、「地域を知り、地域を楽しみ、地域を誇れる人材」を多く育て、地域の特性を活かした魅力ある暮らしの実現を目指すことが重要となります。

そのために、「生きる力」と「豊かな感性」を備えた次代を築く青少年の育成、世代や地域の枠を超えて、ともに学び日常や社会へ役立てる生涯教育の充実、地域の暮らしをより魅力的にする文化芸術の振興などにより、心豊かな人づくりを展開していきます。

特に、地域に新たな風を吹かせるために、多様な『価値ある交流』を促進し、「新たな発見」や「違い」を感じ、自らの成長・活性化を図ることで、柔軟な発想による地域を築く人材を育成していきます。

そこで、地域を熟知した「伊佐の風味」を感じさせる人材、自己実現やまちづくりにおいて「誇り」を持って主体的に取り組む人材を育成するために『地域と学び未来に生かす人づくり』と題し、以下のように施策を展開していきます。



(1) 人が活性化する交流の促進

古くから新たな文化が花開く時には、異なる文化をもつ国や地域との交流が存在していました。そこで、新たな発想で地域を築く人材を育成するために、文化や習慣、考えや感覚、技術や手法等について「新たな発見」や「違い」を生み出し、また、自らを成長・活性化させる「価値ある交流」を推進します。

また、多様な交流を通じて、多様な考えや情報が行き交う「風通しのよいまち」を目指し、“社会の流れ”と“地域の流れ”を感じられる柔軟な発想をもつ人材を育成します。

そのために、世代間交流や地域間交流、国際交流や異分野交流、また、都市農村交流やツーリズム等を推進し、市民の積極的な参加を促すとともに、様々な主体の活動においても交流の機会をコーディネートし、交流の増大を図ります。

| 施策の展開 | 施策 |
|---------------------|--|
| 人が活性化する交流の促進 | |
| 新たな発見をもたらす多様な交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> • 世代間交流の促進 • 地域間交流の促進（広域・県際・上下流・その他） • 都市農村交流の推進 • 異分野交流の推進 • 国際交流の促進 • *インターンシップの推進 • ツーリズムによる交流の推進 |
| 多様な交流を生み出す環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> • 姉妹友好都市の提携と連携強化 • 広域・県際交流組織との連携強化 • インターン組織との連携強化 • 交流を促進するためのコーディネータ的支援 • 交流を推進する組織やリーダーの育成 • 交流の意義やもてなしに関する講座等の実施 • イベントや祭り等での交流の場の拡大 |

*インターンシップ：学生が、都市農村交流や企業等での短期間業務を通じて社会体験を行なうもの。

(2) 生きる力と豊かな感性を育む学校教育の充実

「生きる力」「豊かな感性」をもつ児童・生徒の育成を図るため、基礎学力の確実な定着をはじめ、地域の特性を生かした多様な教育内容の充実に努め、「知・徳・体」の調和のとれた教育を目指します。

また、多様な研修プログラムを通して、教職員の資質向上に努め、児童生徒、保護者、地域社会から信頼される教職員の育成を進めます。

さらに、学校施設の地域への開放・共有化を進め、地域市民との交流や活動の場としての有効活用など開かれた学校づくりに努めます。

学校施設については、改修や改築を計画的に推進し、安全で安心して学べる環境を整備するとともに、情報機器、学校備品などの計画的な整備充実に努めます。

また、学校給食については、施設のあり方とともに食育、食生活指導の充実に努めます。

| 施策の展開 | 施策 |
|-----------------------------|---|
| 生きる力と豊かな感性を育む学校教育の充実 | |
| 多様な学校教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎学力の定着と確かな学力の向上 地域の特性を活かした特色ある教育の推進 道徳教育や人権教育などの心の教育の推進 職場体験活動や働く親の職場訪問の実施 農林業や自然環境の体験学習の実施 地域企業や文化財の見学の実施 *A L Tや在日外国人の積極的な活用 芸術鑑賞の機会や文化芸術に関する体験学習の充実 健全な食生活と体力の向上による健康づくりの推進 |
| 教員の資質向上と信頼性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 地域貢献体験研修など校外研修の積極的導入 地域市民と教職員の交流促進 小中高校連携等による教育実践研究会の育成・充実 |
| 開かれた学校づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 地域資源（人・物）を活かした教育の推進 学校・家庭・地域が連携した学校給食と食育の推進 地域活動のための学校施設の活用 特別支援教育推進のための環境整備 地域市民やまちづくり団体等のサポート体制の強化 地元小中学校や近隣高校、地域の産業との連携強化 |
| 学校施設等の整備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 安全性を重視した施設の計画的な改修、維持補修の実施 情報機器等設備や教育備品の整備充実 教職員住宅の整備及び管理 高等学校の支援 |
| 学校給食の充実 | <ul style="list-style-type: none"> センター方式統一への検討 給食調理員の衛生管理の徹底 地元産品を活用した安全でバランスのとれた献立づくりの推進 |

*A L T：「Assistant Language Teacher」の略で、外国青年招致事業の中の語学指導（英語，仏語，独語，中国語及び韓国語）に従事する外国語指導助手のこと。

(3) 次代を担う青少年の健全育成

新市の次代を担う青少年の健全な育成のために、家庭、学校、職場、地域、関係機関・団体等の連携を深め、地域ぐるみでの育成体制づくりを推進します。

そのために、地域行事・活動や体験活動・学習・交流を通じた学びを促進し、また、そのための指導者の育成を図り、地域で学ぶ環境づくりを支援します。

また、市民への青少年健全育成に対する理解と協力を求め、さまざまな社会体験や地域貢献活動等への青少年の参画機会を増やし、「地域を学び、地域に学ぶ」次代を築く人材育成を推進します。

| 施策の展開 | 施策 |
|----------------------|--|
| 次代を担う青少年の健全育成 | |
| 青少年健全育成体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> • 青少年補導センターを中心に関係機関と連携した推進体制の充実 • 青少年育成活動を支援する指導者の育成 • 各種少年団やまちづくり団体との連携 • 家庭・学校・職場・地域等の協働による支援体制の充実 • 家庭教育学級や子育て講座の充実 • 放課後子ども教室の設置検討 |
| 地域ぐるみで支援する環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> • 地域が育む「かごしまっ子」育成プランに基づく地域の実情や子供たちの発達段階に応じた体験活動の実施 • 放課後子どもプラン策定 • 子ども読書活動推進計画に基づく親子読書運動の実施や読書グループの育成 • 地域コミュニティや校区公民館を中心とした世代及び地域間交流の実施 • 文化財ウォッチングや伝統芸能の継承などを通じた郷土を愛する心の形成 • 地域社会の教育力の向上を目指した地域行事やボランティア活動の推進 |

(4) 互いに学び高めあう生涯学習の推進

子どもから高齢者まで、各世代または世代を超えて、共に学び、互いを高めあう生涯学習を推進し、“学び”を日常生活や社会への貢献に生かすことで、生きがいのある心豊かな人づくりを図ります。

そのため、時代に対応した多様なプログラムによる生涯学習講座の充実を図るとともに、地域コミュニティが主体となった学習機会や各テーマでのグループ等による自主的な学習活動、またグループ間での相互協力など多様な学習の場の創設を促進します。

また、食や食文化向上のための講座や社会貢献にむけた講座など、各部署との連携による特色ある学習メニューを創出します。

さらに、発表会やイベント、社会貢献の場など、学習の成果を発揮するための機会を作り、継続的な学びのための工夫を凝らします。

| 施策の展開 | 施策 |
|-------------------------|---|
| 互いに学び高めあう生涯学習の推進 | |
| 多様な学習機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> • 国際化や情報化など時代に対応した生涯学習メニューの導入（IT関連講座等） • 食や食文化の向上につながる講座の開催 • 社会貢献や起業に関する講座の開催 • 市民講座など各種講座の継続と充実 • 学習成果を表現する機会の創出（生涯学習大会やイベントなど） |
| 誰でもどこでも学習できる支援体制づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 地域コミュニティを主体とした地域生涯学習の推進 • 生涯学習を通じた社会貢献や起業者への支援 • 生涯学習指導体制の充実と指導者の育成 • 生涯学習ボランティアの育成 • 生涯学習各団体、グループの育成・支援 • 学校施設等の地域生涯学習拠点としての利用促進 • 生涯学習や文化拠点施設の設備等の充実 • 各種生涯学習施設のネットワーク化の検討 |

(5) 心身を磨く生涯スポーツの推進

現代病といわれるストレスの解消や運動不足を補い、また精神や肉体の鍛錬、仲間づくりや生きがいづくりにつながるスポーツについて、多分野との協働のもと、幅広い年代が個々の目的に応じて参加しやすい、生涯スポーツ環境づくりを推進します。

そのために、競技型スポーツの各年齢層に応じた一貫指導体制づくりや健康づくりのための軽スポーツ、地域の風土を生かしたアウトドアスポーツなどの振興によりスポーツの間口を広げるとともに、指導者の育成や指導者間・関連分野との連携強化など指導体制の充実を図ります。

特に、総合型地域スポーツクラブによる地域独自の運営や各種目の協会や少年団・部活動などの自主運営組織、スポーツクラブや道場などの民間組織などとの連携を深め、地域で支える生涯スポーツ環境づくりを目指します。

スポーツ施設については、計画的な補修・改修を進めるとともに、山や河川、公園や学校施設など地域を*フィールドとした積極的な活用を促進します。

| 施策の展開 | 施策 |
|-----------------------|---|
| 心身を磨く生涯スポーツの推進 | |
| だれもが親しみやすいスポーツ活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 子どもの学校内外でのスポーツ活動の充実 • 高齢者・障害者スポーツの振興 • 競技スポーツの振興 • 健康づくりのためのスポーツの振興 • *ニュースポーツの導入・普及 • アウトドアスポーツの推進 • スポーツクラブや道場等との協働による普及イベントの実施 |
| 生涯スポーツを支える環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> • 総合型地域スポーツクラブの創設 • 各種目・分野の指導者の育成 • 競技スポーツの一貫した指導体制の確立 • スポーツ医学的側面での医療機関等の連携 • 救命訓練等の講習の実施 • スポーツクラブや道場等との連携 • レベル向上のための各種大会等や合宿等の招致 • 学校施設の開放による利用の促進 • 体育施設の有効活用と計画的な改修・維持補修の実施 |

*フィールド：活動の場

*ニュースポーツ：競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称。

(6) 伊佐をたしなむ文化芸術の振興

魅力ある地域づくりのために、「地域の文化力」の向上は欠くことのできないものであり、ゆとりと潤いある暮らしの実現と人を引きつける魅力づくりのためにも、風土や資源を活用した伊佐をたしなむ独自の文化芸術の振興を深めます。

各種文化芸術サークル等との連携のもと、市民参画によるイベントや体験活動を通じた文化芸術事業を展開し、暮らしのなかでの文化芸術の普及を図るとともに、職人や芸術家等との交流を深め、協働での創作活動等により質の向上に努めていきます。

また、地域の農や食に関する文化の伝承と質の向上のための取組みを支援し、情報技術やツーリズムなどを通じて広く情報を発信していきます。

| 施策の展開 | 施策 |
|-----------------------|---|
| 伊佐をたしなむ文化芸術の振興 | |
| 暮らしに息づく文化芸術活動の普及 | <ul style="list-style-type: none"> 各種文化芸術グループ等との連携による普及活動の推進 生涯学習との連動した体験型プログラムの充実 地域資源を活用した芸術・文化活動の促進 多様なライフスタイルの提案 文化芸術イベント等への参加促進 参加しやすい自主文化事業の実施形態を検討 |
| 文化芸術の質の向上のための取組み | <ul style="list-style-type: none"> 職人や芸術家等との交流の推進 職人や芸術家等との協働イベント等の推進 各種文化芸術グループ等同士の交流促進 文化芸術事業のNPO等へのアウトソーシング検討 文化施設等の有効活用と計画的な改修・補修の実施 |
| 特色ある地域文化の保存・伝承と創造・活用 | <ul style="list-style-type: none"> 地域伝統文化の復活や伝承への支援 地域の農・食文化の伝承と新たな取組みへの支援（祭りや講、ワラコズミ、焼酎文化など） 市主催の祭りやイベント等での地域文化の発信 資源価値の見直しのための集落単位での資源マップづくり等の支援 ホームページ等情報技術を活用した情報発信 固有の地域資源のツーリズムへの活用促進 |

(7) 地域固有の貴重な文化財の保存・活用

地域固有の歴史的、文化的な遺産について、市民と一体となった保存活動を進めながら、貴重な地域資源として有効活用し、地域の文化価値を高める取組みを展開します。

保存活動については、関係機関との連携を深めながら、イベントや講座等による保存意識の高揚を図り、また、調査研究のもと必要な補修や後継の保存等を実施し、貴重な資源として次代に引き継ぎます。

また、地域の文化価値を高めるために、文化財の調査研究を深めるとともに、周囲の景観配慮や指定・登録文化財はもとより、それ以外の価値ある文化財の保存を促進し、また、イベントやツーリズム等により広く情報を発信していきます。

| 施策の展開 | 施策 |
|--------------------------|---|
| 地域固有の貴重な文化財の保存・活用 | |
| 次代に引き継ぐための文化財の保護・保存 | <ul style="list-style-type: none"> • 国や県・審議会等との連携による指定・登録文化財の保護・保存の推進 • 文化財の市民運動的な保護・保存活動の促進 • 指定・登録文化財以外の文化財保護・保存のための条例や協定等の整備検討 • 市全域的な「田の神さあ」の保存活動の推進 • 地域資源に関する講座や見学会等の開催 • 郷土教育の充実 |
| 地域固有の文化財の価値を高める研究や活用 | <ul style="list-style-type: none"> • 文化財に関する多様な情報の収集 • 文化財の価値を高めるための景観的な配慮 • 文化財の価値を深めるための専門機関との連携による各種調査・研究の推進 • 語り部の育成 • ツーリズムにおける文化財の活用促進 • 記念物等の天然資源の後継種の保存の推進 |

第6章 主要プロジェクト

新市まちづくり計画では、将来目標像「大地の恵みを 人が奏でる だれやめの郷」の実現に向けて、分野を大別した4つの基本方向を設定し、7つの施策の方向性により施策を展開することとしています。

そのなかで、分野横断的で重点を置くポイントについて主要プロジェクトを設定します。

【主要プロジェクト設定の背景】

国と地方において地方分権や行政改革が進むなか、地方自治体は自らの選択と地域経営の視点による行政運営が必要となり、これまで以上に市民の地方自治への参画が求められる時代となっています。

また、地域経営を行なううえで、地域の特性を活かした持続的で内発的な発展によるまちづくりが必要とされ、全国のそれぞれのまちが独自の取組みを進めています。

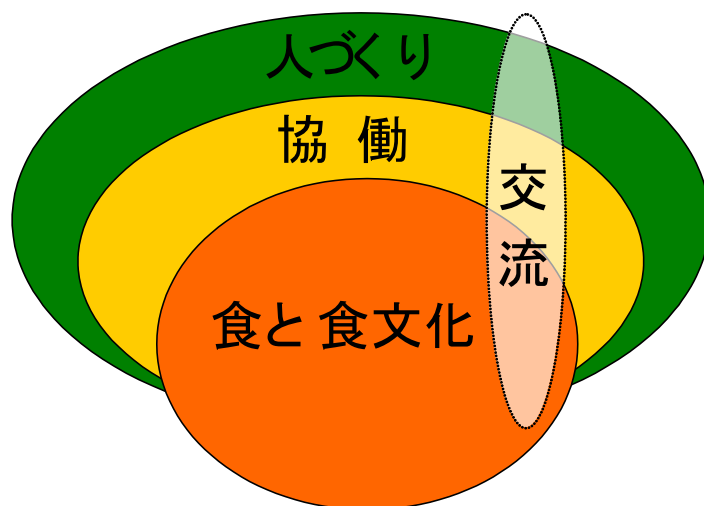
独自のまちづくりを進めるためには、まず、「地域を活かす人材の育成」が必要となります。

特に、過疎・高齢化が進む本地域では、地域内外を問わず「多様な人材による協働」により、地域を支え、活性化することが不可欠となります。

また、新市における独自のまちづくりとしては、両市町の豊かな自然環境や風土、広大な耕地や1次産業を基幹とする産業形態、また稲作文化や焼酎文化を代表とする農や食に関わる地域特有の歴史や習慣が色濃く残っていることから、「食と食文化」をキーワードに地域が一体となった伊佐独自のまちづくりを進めていくことが考えられます。

そこで、特にこの3点を主要プロジェクトとして掲げ、以下のように設定します。

【イメージ図】



1 『伊佐の風味ある人材』育成プロジェクト ～ 開かれた伊佐酔い人 ～

新市が自ら活性化し、内発的に発展するまちづくりを進めるためには、主体となる地域市民と支援や調整の役割を担う行政職員等のレベルアップが重要となります。特に過疎化進行に伴い、これまで以上に高齢者の積極的な社会貢献や女性の社会参画、次代の地域を築く若い世代の地域教育等が必要となっています。

そこでまず、各世代や多岐分野における地域特有の教育や各種研修、まちづくり参画の場の提供等を積極的に推進し、広い知識や専門性を持ち、地域を知り、地域を語れる人材を育成します。

また、価値あるさまざまな交流を通じて、多様な思考や情報が行き交う「風通しのよいまち」を目指すとともに、「違い」や「普遍的な価値」を知り、地域の特性や問題点を再認することで、地域を活かしたまちづくりを担う「伊佐を知り、伊佐を楽しみ、伊佐を誇れる『伊佐の風味ある人材』」の育成を図ります。

(1) 価値ある交流による学びの推進

文化や習慣、考えや感覚、技術や手法等について「新たな発見」や「違い」を生み出し、自ら学び向上するための価値ある交流活動を推進します。

- ◆ 世代間交流 ～ 地域活動（地域行事、郷土教育、地区コミュニティ活動など）
テーマ別交流（モノづくり、文化・スポーツ、地域イベント・まつり、各種体験など）
- ◆ 地域間交流 ～ 広域交流（県際交流、上・下流交流等）
テーマ別交流（経済・環境・文化・スポーツ・食と食文化・教育など）
- ◆ 都市農村交流 ～ 農村体験、ホームステイ、インターンシップ等
- ◆ ツーリズム ～ 伊佐流ツーリズム（食と食文化を組み込んだ多種多様なツーリズム）

(2) 伊佐を知り、伊佐を楽しみ、伊佐を誇れる人材の育成

伊佐の魅力や特性をより深く理解し、地域の自然や風土、生活環境のなかで地域資源を有効に活用した伊佐独自のライフスタイルにより日常を楽しみ、伊佐を誇れる人材の育成を目指します。

<こどもの学び>

- ◆ 地域行事や地区活動による育成（自治会活動、子ども会活動、ボランティア活動など）
- ◆ 郷土教育（伝統芸能の継承、歴史・文化・遺産等の学習 など）
- ◆ 体験学習（農林業・農村文化の体験、食育活動、川や山などの自然体験、イベントやまつりへの参加 など）

<大人の学び>

- ◆ 生涯学習（時代に対応したプログラム、食と食文化の向上のための講座、社会貢献や起業に関する講座、学習の効果を生かす機会の創出、地域の歴史・文化の学習 など）

- ◆ 生涯スポーツ（山や川を活用したアウトドアスポーツ：ウォーキング、山歩き、カヌー、川登りなど）
- ◆ 地域イベントやまつり（地域の特性を深めるもの・活かすもの・市民参加型のものなど）

<行政職員の資質向上>

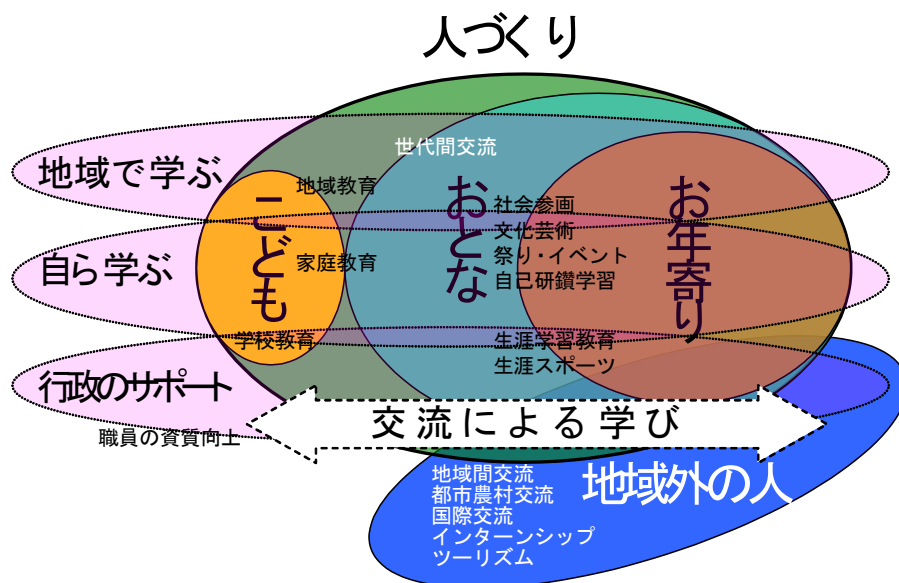
- ◆ *スキルアップのための研修システム（実務能力・企画立案能力・調整能力・分析能力・経営能力の向上）
- ◆ 地域を活かすための研修システム（まちの営業マンとしての人材育成、地域づくりに関する研修など）

（3） 生きがいのある人材の育成

地域をフィールドにして趣味やスポーツ、文化芸術活動等を生涯を通じて学び、楽しみ、また特技や知識・経験等を活かしたボランティア等による社会貢献や地域経済活動への参画により生きがいを感じられる人材の育成を目指します。

<大人の学び>

- ◆ 社会貢献（ボランティア、地域コミュニティ、地域づくり団体、NPO法人などの育成）
- ◆ 地域経済への参画（コミュニティビジネス、高齢者・女性・障害者等の地域経済活動への参画、起業などの支援）
- ◆ 文化芸術活動（質を高める公演やイベント・講座、暮らしに活かす文化芸術活動、発表の場の創出など）
- ◆ 趣味やスポーツ（ニーズに合った生涯学習プログラム、総合型地域スポーツクラブ創設、健康増進のための軽スポーツやニュースポーツ、一貫指導による競技スポーツなど）
- ◆ 専門家や指導者等の育成（技術・資格・免許取得のための講座や研修、専門家・指導者等の連携強化など）



*スキルアップ：技能や能力を向上させること。

2 『伊佐を活性化する協働』形成プロジェクト ～ ワザと知恵の新たな結い ～

これまで地域社会を形成してきた「地縁や血縁による結い」が、近代化や価値観の変化、また核家族化や過疎化といったものにより時代と共に薄れつつあるなか、現在においては、地縁や血縁以外でもその作業内容や各々の目的に応じて、互いに満足し協力しあえる新たな関係づくりが必要とされています。

そのためには、まず様々な人達との交流が必要であり、交流を通じて築かれる信頼関係のもと、それぞれの特技や知識、人柄などを活かし、得意な人が可能な時間に出来る範囲で支えあい、互いを補い、相乗効果をもたらす『新たな結い』による協働体制づくりを推進します。

(1) 地域活動を活性化する協働の推進

人口減少化における自治会や地区コミュニティ、地域づくり団体等による地域活動などにおいて、人材の確保や自力での活性化が容易ではなくなっているため、多様な主体との協働による活動の活性化を推進します。

◆ 地域活動を支える新たな協働の推進

- ・ 地域の応援団づくり（地域外の人との協力関係づくり）
（地域の魅力発信、ツーリズム、多様な団体との交流、産直交流、学生との協力体制づくりなど）
- ・ ボランティアの総合窓口づくり（ボランティアの育成と作業のあっ旋の窓口）
- ・ まちづくりの資金調達制度の検討
（地域づくり団体等の登録制による作業請負システム）
…あらかじめ地域づくり団体等の登録をし、行政の公共サービスや労働力が不足する地域の作業等について、日程・金額等の頼みたい情報をメニュー化し、提示するなかで、対応が可能な団体が作業を請け負うことで資金を調達できるシステム。

(2) 公共サービスを支える協働の推進

行財政改革による行政のスリム化が図られるなか、様々な公共サービスについてこれまで以上にアウトソーシング（外部委託）が拡大してくることが考えられます。そこで、ボランティア活動による社会貢献の促進と同時に、公共サービスを担う民間企業やNPO法人、コミュニティビジネスなどの参入を積極的に推進します。

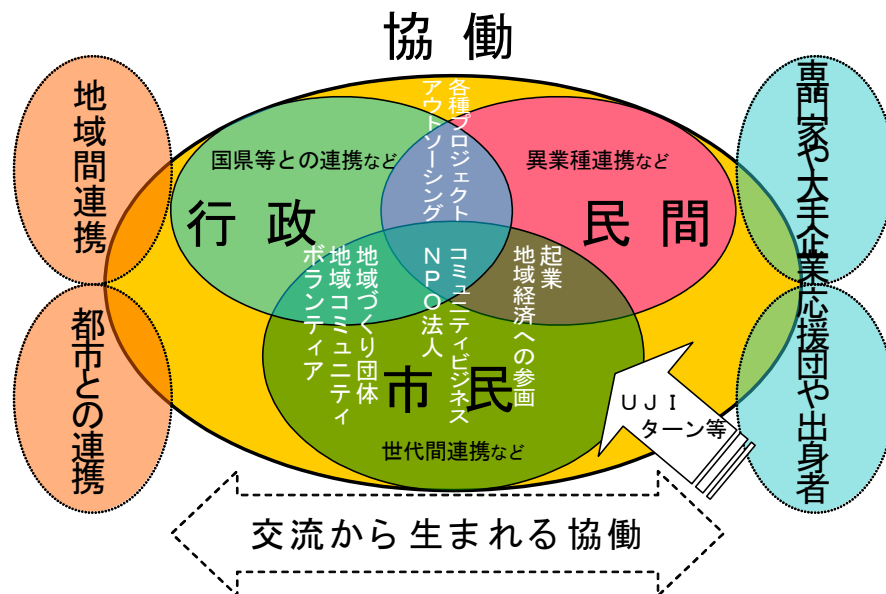
- ◆ ボランティア活動の推進（個人、グループ、地域づくり団体、地域コミュニティなど）
 - ・ 保健・福祉関係（食育指導、子育て支援、一時託児、放課後児童預かり、独居老人のケアなど）
 - ・ 生活・環境関係（緑化・清掃、景観保全活動、河川・森林保全活動、省エネ活動、集落道等の簡易補修、交通安全・防犯運動 など）
 - ・ 教育・文化関係（青少年活動、郷土教育、生涯学習・スポーツ、イベントや祭り、地域行事など）
 - ・ 産業・観光関係（観光ガイド、農作業、観光地の清掃 など）
- ◆ NPO法人やコミュニティビジネスの推進
 - ・ 保健・福祉関係（福祉タクシー、宅配、子育て支援、一時託児、放課後児童預かりなど）

- ・ 生活・環境関係（公園等の管理、河川・森林保全活動、集落道等の簡易補修など）
- ・ 教育・文化関係（文化芸術・行事・スポーツ等のイベント運営、施設の管理運営など）
- ・ 産業・観光関係（物産館等の管理運営、観光案内、ツーリズム運営、パンフ・看板の作成など）

（3）地域経済を担う協働の推進

新市の地域経済を担う労働力人口をみると、減少・高齢化の傾向が大きく、UターンやIターンによる担い手の確保や企業誘致等による就労の場の確保のための施策を進めるなか、特に、高齢者や女性、障害者、Iターン者などの経済活動への参画や個人やグループ、異業種連携などによる起業を促進し、地域に根ざした経済活動の新たな展開を推進します。

- ◆ 多様な人材の経済活動への積極的な参画（高齢者、女性、障害者、Iターン者など）
 - ・ 商店や料理店等との契約による生産、生産直売など小規模な取組みの推進
 - ・ 高齢者の知恵やワザと女性や若者の感覚を活かしたモノづくりの推進
（多品目にわたる農産物・林産物の生産と販売、原料や加工品の製造・販売など）
- ◆ 地域に根ざした起業の推進（地域資源を活かした新たな産業）
（食品加工、農家レストラン、民宿、農家民宿、バイオマス、木品加工、など多種多様）



3 『伊佐の食と食文化』醸成プロジェクト

～ 伊佐をたしなむ食風景 ～

なだらかな山々に囲まれた伊佐平野は、豊富な水源と盆地特有の気候により、県下では珍しい広大な田園風景を作り出し、長い年月をかけて稲作文化を醸成してきました。また畜産業や林業、焼酎製造、IC産業や金による鉱業など、風土や地域資源を活かした地域産業が築かれています。

また暮らしのなかでは、田の神様やワラコズミ、各種の講や風習などによる「稲作文化」、そして行事や風習に不可欠な焼酎、また焼酎にまつわる用具や作法、ナンコ等の余興など、日常の暮らしに根付いている「焼酎文化」が色濃く残っています。

このようなことから、伊佐で生み出す食材、食品、料理、器や用具、食卓を彩るもの、食をつかさどる風景、食にまつわる習慣などをトータルに考え、「古くから伝わる良きもの」と「時代に合わせて創り出すもの」により『伊佐の食と食文化』を醸成し、地域でたしなみ、また「粋で健康的な食」による癒しのある『だれやめの郷』として多くの人が行き交うまちづくりを展開します。

(1) 食と食文化による6次産業化の推進（モノづくりからサービスまで）

伊佐ブランドづくりと併せ、安全で良質な原材料の生産、粋で品質の高い加工などによるモノづくりを推進し、またこれらを活かしたサービスを広く提供することで、食と食文化による6次産業化を図り、多様な人が協働する総合型の地域産業づくりを目指します。

◆ 伊佐ブランドづくりの推進

- ・ ブランド化のための体制づくり（組織づくり・制度づくり）
（ブランド推進組織：登録認証、水準や基準の設定、技術開発や指導、販促やPRなど）
- ・ ブランド品の多様化
（現有特産品のブランド化：伊佐米、伊佐牛、伊佐焼酎、黒豚、金山ネギ、ヒノキなど）
（新たな開発促進：野菜・果樹、花卉・花木、薬草・ハーブ、加工食品、木竹工品、陶器など）
- ・ ブランド品の販売促進
（個人・集落レベルでの販促、まちレベルでの販路開拓、ツーリズム等での地産地販、通販など）

◆ 食に関わるモノづくりの推進

- ・ モノづくりを推進する体制づくり
（モノづくり推進組織：商品・食スタイル提案、人材や資源のコーディネート、PR、技術向上など）
（モノづくりの主体：企業、職人、〇〇名人のワザと若者等のデザイン等の協働、女性・高齢者・障害者等のモノづくりへの参画 など）
- ・ 商品の多様化の促進

(商品開発例：加工食品、食事に要する用具、焼酎の酒器や余興の用具、食卓を彩る道具など)

◆ 食を活かしたサービスの促進

- ・ サービスを促進する体制づくり
(飲食業組合、旅館業組合、飲食に関わる個人事業者等と生産組織との連携体制づくり)
- ・ サービスの多様化の促進
(飲食店での食材・食に関する道具の使用、生産者・商品情報の提供、旬を感じさせる演出、飲食店が関わるツーリズム、飲食店等の旬を感じる共同フェア開催など)

(2) 食と食文化を重視する伊佐流ツーリズムの推進

景勝地等の見物のみで完結する従来型の観光から、地域の風土や文化、さまざまな地域資源を活用した“個々のニーズを満たす体験・交流型観光”といえるツーリズムへの転換による地域の活性化を推進します。特に、食と食文化に関するメニューを組み込んだ各種のツーリズムを展開し、伊佐特有のツーリズムとして広くPRを行ないます。

◆ ツーリズムを推進する体制づくり

- ・ 行政と民間での推進体制づくり（観光協会や地域のツーリズム組織等との連携）
(総合窓口、メニューのプログラム化、サービス水準の設定・指導、情報発信、ツーリズムの開拓など)
- ・ ツーリズムの実施主体
(名人等の個人、地域単位での受入れ、地域づくり団体等のグループ、飲食店、旅館、農家民宿など)

◆ ツーリズムのメニューの多様化（各メニューで可能な限り食と食文化を取り入れる）

- ・ グリーンツーリズム（農村体験、農家民宿、農・食による体験、自然活用による体験など）
- ・ エコツーリズム（山林や河川の保全のための体験、生物観測、自然に親しむ体験など）
- ・ タウンツーリズム（食文化・地域文化の体験、イベントや祭りによる体験、まちの資源活用など）
- ・ ヘルスツーリズム（健康食、温泉の活用、癒しのための自然体験、健康運動など）
- ・ 産業・産業遺産ツーリズム（地場産業の見学・体験、産業遺産の見学と活用による体験など）
- ・ その他ツーリズム（景勝地等を活用した体験、歴史的遺産の見学など）

※ ツーリズムの開発・実施に向けた*モニターツアーの実施

◆ サービス水準の向上と情報発信

- ・ もてなしの心によるサービスの質の確保
(統一的なサービス水準・取決めの設定、もてなしの研修、チェック体制の整備など)
- ・ メニューのプログラム化と情報発信
(メニューの集約とプログラム化、ホームページによる情報発信、都市部への広告とPRなど)

*モニター：観光サービス等の内容等について、一般市民等の中から選ばれて、意見や感想を述べる人。

(3) 伊佐の食文化の醸成

伊佐ブランドの付加価値を高め、またツーリズム等による交流人口の増やIターン等による定住を促進するためには、地域イメージが重要です。

そこで、伊佐特有の食文化を伝承し深めていくとともに、地域の素材を活用した多種多様な料理、食し方、楽しみ方など時代に即した新たな食文化を創造し、暮らし浸透させていくことで“安全・安心で健康的な食”、“旬を感じる多彩な食”、“粋にたしなむ食の風景”などの魅力的なイメージづくりを推進します。

<家庭>

- ◆ 地産地消の促進(地元食材・食の用具の購入促進、小菜園づくりの促進、直売所の活用など)
- ◆ 粋にたしなむ食卓づくり(地元産品による料理教室の開催、食スタイルの提案など)

<地域>

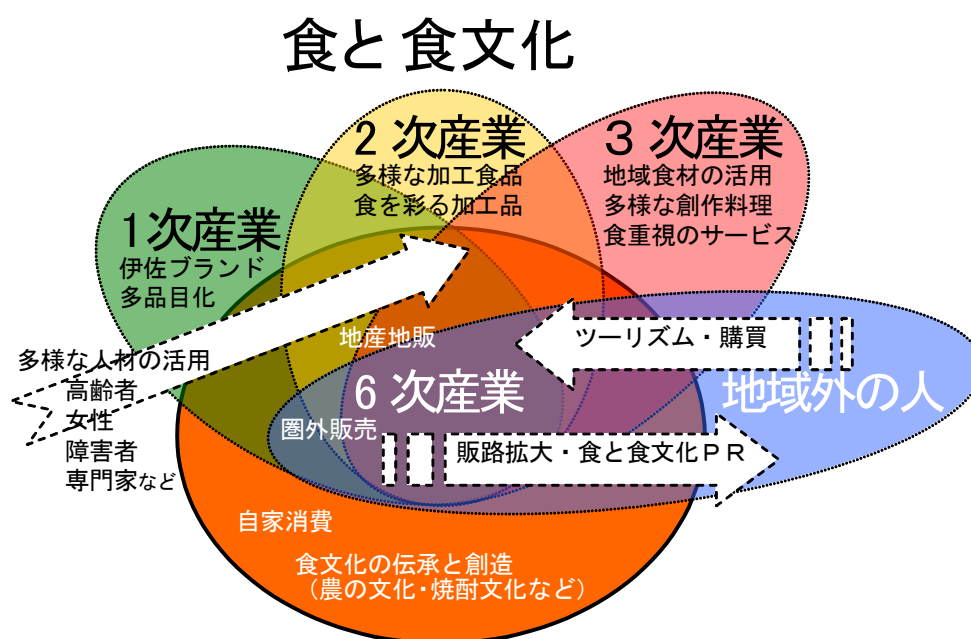
- ◆ 地産地販の推進(小菜園づくりの促進、直売所等への出荷の促進、産直やツーリズムの促進など)
- ◆ 地域食文化の伝承と創造(講や祈願・収穫祭・踊り・土地の料理等の風習の伝承と創造)

<サービス業>

- ◆ 地元原材料・加工品の活用の促進(個別の契約販売、地元での販売方法の拡大)(惣菜店、菓子店、喫茶店、料理店、飲み屋、旅館、民宿、商店、直売所、大店舗等での活用)
- ◆ 情報発信(店舗での生産者・商品・食し方・風習等の情報提供、協力店の情報共同発信など)

<公共的サービス>

- ◆ 公的サービスにおける地元産品活用(幼児・学校給食、介護・医療施設の食事など)



第7章 県事業の推進

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら、次に掲載する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

【継続事業】

| No. | 事業名 | 事業箇所 | 事業年度 | 所管課 |
|-----|----------------|------------------|---------|-------|
| 1 | 中山間地域総合整備事業 | KAM 伊佐 大口市 | H13～H22 | 農地整備課 |
| 2 | 中山間地域総合整備事業 | KAM 伊佐 菱刈町 | H13～H22 | 農地整備課 |
| 3 | 用排水施設整備事業 | 大口市牛尾 | H18～H20 | 農地建設課 |
| 4 | 用排水施設整備事業 | 大口市里 | H19～H21 | 農地建設課 |
| 5 | 用排水施設整備事業 | 菱刈町川北 | H18～H20 | 農地建設課 |
| 6 | 道路改築事業 | 国道447号 大口市青木 | H14～H23 | 道路建設課 |
| 7 | 道路改築事業 | 国道267号 大口市木之氏 | H13～H23 | 道路建設課 |
| 8 | 道路特殊改良事業 | 国道267号 大口市陣ノ尾 | H17～H20 | 道路建設課 |
| 9 | 県単道路整備（交付金）事業 | 鶴田大口線 大口市曾木 | H16～H25 | 道路建設課 |
| 10 | 地方特定道路整備事業 | 南浦築地線 菱刈町南浦 | H18～H22 | 道路建設課 |
| 11 | 広域基幹河川改修事業 | 大口市市山川 | S53～H22 | 河川課 |
| 12 | 統合河川整備事業 | 大口市針持川 | H 8～H22 | 河川課 |
| 13 | 河川激甚災害対策特別緊急事業 | 大口市白木川 | H18～H22 | 河川課 |
| 14 | 統合河川整備事業 | 菱刈町川間川 | H 2～H22 | 河川課 |
| 15 | 火山砂防事業 | 大口市 平出水中川 | H15～H20 | 砂防課 |
| 16 | 火山砂防事業 | 大口市 牛尾川 | H19～H24 | 砂防課 |
| 17 | 火山砂防事業 | 菱刈町 鍋底谷川 | H19～H24 | 砂防課 |
| 18 | 森林管理道開設事業 | 大口市久七峠 | H18～H27 | 林業振興課 |

第8章 公共的施設の適正配置と整備

1 公共的施設統合整備の基本的考え方

公共施設の適正配置と整備については、施設の状況や人口の推移を考慮し、将来的なまちづくりの視点に立って計画的に再編を行います。

また、公共施設の維持管理・更新にあたっては、伊佐市公共施設等総合管理計画に基づき、複合化や統廃合、長寿命化、遊休資産の除去・譲渡などにより、財政負担の軽減・平準化を図りながら、計画的に実施していきます。

2 庁舎整備の基本的な考え方

◆ 事務所の位置について

合併前の大口市役所及び菱刈町役場を新市における同格の庁舎として活用し、名称を「大口庁舎」及び「菱刈庁舎」とします。

また、地方自治法第4条第1項の規定により、新市の条例で定める合併時における事務所の位置は、大口市里1888番地（合併前の大口市役所）としました。今後、建設する新庁舎の位置については、伊佐市新庁舎建設検討委員会での検討に基づき、大口ふれあいセンター周辺とします。

◆ 事務所の方式について

新市の事務所の方式は、総合支所方式とし、現在の大口市、菱刈町の庁舎に総合的な機能を持つ支所を置くものと計画していましたが、効率的な行政運営を図る観点から、本庁方式を採用するものとします。なお、新庁舎の完成後は、現在の大口庁舎は機能を廃止し、菱刈庁舎は引き続き活用することとします。

◆ 庁舎の建設について

合併時においては、新市の事務所（新庁舎）は建設しないものとします。ただし、新市において、新市の財政状況等を考慮しながら、伊佐市新庁舎建設検討委員会での検討に基づき、建設、整備を進めるものとします。

第9章 財政計画

新市の財政計画は合併年度及びこれに続く18年間（新庁舎建設事業等の完成年度まで）について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績や今後見込まれる制度改正等による影響額、人口推移等を勘案して推計したものです。平成20年度から令和2年度までの13年間は決算額、令和3年度は決算見込額、令和4年度以降は推計額で、普通会計ベースで策定しました。

策定においては、新市の健全な財政運営を堅持することを前提とし、合併推進債等の国・県の財政支援措置を考慮しています。

1 歳入

(1) 地方税

過去の実績、金鉱山の産出量の減、人口推移及び税制改正の影響などを考慮して推計しています。

(2) 地方譲与税

令和3年度決算見込額に直近5か年の決算額増減率を乗じて推計しています。

(3) 利子割交付金

令和3年度決算見込額と同額で推計しています。

(4) 配当割交付金

令和3年度決算見込額と同額で推計しています。

(5) 法人事業税交付金

令和3年度決算見込額と同額で推計しています。

(6) 株式等譲渡所得割交付金

令和3年度決算見込額に直近5か年の決算額増減率を乗じて推計しています。

(7) 地方消費税交付金

令和3年度決算見込額に実質経済成長率を反映し推計しています。

(8) 自動車取得税交付金

令和元年10月1日から自動車取得税交付金が廃止され、自動車税環境性能割交付金制度が導入されました。

(9) 自動車税環境性能割交付金

令和3年度決算見込額と同額で推計しています。

(10) 地方特例交付金

令和3年度決算見込額に税制上の特別措置分の終了などを考慮し推計しています。

(11) 普通交付税

普通交付税については、地方債の発行による公債費の基準財政需要額算入等の影響を考慮し推計しています。

(12) 特別交付税

特別交付税については、普通交付税同様、現行制度による実績を勘案のうえ、推計しています。

(13) 交通安全対策特別交付金

令和3年度決算見込額と同額で推計しています。

(14) 分担金・負担金

令和3年度決算見込額と同額で推計しています。

(15) 使用料・手数料

令和3年度決算見込額に、直近5か年の決算額減少率及び人口推計等今後の動向を考慮し、推計しています。

(16) 国庫支出金

令和3年度決算見込額に、一定額で推移するもの、人口推計に連動するもの及び単年度で終了するもの等を考慮して推計しています。

(17) 県支出金

令和3年度決算見込額に、一定額で推移するもの、人口推計に連動するもの及び単年度で終了するもの等を考慮して推計しています。

(18) 財産収入

令和3年度決算見込額に、運用収入の財政調整基金の減額に伴う減及び売払収入の特殊要因を考慮して推計しています。

(19) 寄附金

ふるさと納税寄附金について、令和3年度決算見込額と同額で推計し、その他寄附金については令和3年度決算見込額に直近5か年の決算額増減率を乗じて推計しています。

(20) 繰入金

特定目的基金については、目的となる歳出に合わせて推計し、財源調整を目的とする基金については、収支のバランスを勘案し推計しています。

(21) 繰越金

前年度決算見込額における歳入歳出差引額で見込んでいます。

(22) 諸収入

特殊要因等を除き、令和3年度決算見込額に直近5か年の決算額増減率を乗じて推計しています。

(23) 地方債

通常地方債は、各計画に基づく投資的経費及び直近5か年の決算額増減率を乗じて推計しています。合併推進債については、新市まちづくり計画に基づく投資的経費等により推計しています。また、臨時財政対策債については、現制度に基づき、令和3年度決算見込額に直近5か年の決算額増減率を乗じて推計しています。

2 歳出

(1) 人件費

議員定数は16人とし、職員数は職員定員適正化計画を基に特殊要因も考慮し、令和5年度271人として推計しています。

(2) 物件費

令和3年度決算見込額に、特殊要因を考慮し、推計しています。ただし、削減の努力は継続的に実施します。

(3) 維持補修費

直近5か年の決算額の平均値で推計しています。

(4) 扶助費

令和3年度決算見込額から特殊要因を除き、人口推計等今後の動向を考慮し、推計しています。

(5) 補助費等

過去の実績と今後の一部事務組合への負担金を考慮し、推計しています。

(6) 公債費

令和2年度以前の借入れに伴う償還額に、令和3年度以降の新たな借入れに伴う償還額を加算して推計しています。

(7) 積立金

単年度収支の黒字分を後年度の財政運営のために、基金に積立てるものとしています。

(8) 投資及び出資金、貸付金

過去の実績等を考慮して算出した額で推計しています。

(9) 繰出金

令和3年度決算見込額に、今後の動向を考慮して推計しています。

(10) 普通建設事業費

新市まちづくり計画に基づき、所要事業費を見込んで推計しています。なお、庁舎建設事業に伴う建設費等も見込んでいます。

(11) 災害復旧事業費

過去の実績等を考慮して算出した額で推計しています。

| 財政計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ◆ 歳 入 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 地方税 | 3,205 | 2,932 | 3,062 | 3,106 | 3,024 | 3,180 | 3,120 | 3,308 | 3,092 | 3,314 | 3,138 | 3,165 | 3,270 | 3,099 | 3,173 | 3,191 | 3,156 | 3,166 | 3,177 |
| 地方譲与税 | 246 | 232 | 225 | 200 | 187 | 178 | 170 | 177 | 154 | 153 | 155 | 171 | 187 | 185 | 197 | 198 | 209 | 209 | 210 |
| 利子割交付金 | 10 | 7 | 8 | 5 | 3 | 4 | 4 | 3 | 2 | 4 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 配当割交付金 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 3 | 10 | 6 | 4 | 5 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 法人事業税交付金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 5 | 7 | 7 | 2 | 5 | 5 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 地方消費税交付金 | 257 | 265 | 265 | 250 | 243 | 241 | 295 | 527 | 461 | 472 | 486 | 458 | 562 | 558 | 571 | 569 | 563 | 558 | 551 |
| 自動車取得税交付金 | 61 | 39 | 33 | 25 | 30 | 27 | 11 | 17 | 20 | 26 | 27 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自動車税環境性能割交付金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 地方特例交付金 | 32 | 41 | 48 | 40 | 7 | 7 | 7 | 8 | 8 | 10 | 11 | 35 | 19 | 28 | 23 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 普通交付税 | 5,085 | 5,454 | 5,981 | 5,828 | 5,646 | 5,711 | 5,398 | 5,434 | 5,128 | 5,076 | 4,757 | 4,961 | 5,091 | 5,226 | 4,917 | 4,922 | 4,981 | 4,949 | 4,838 |
| 特別交付税 | 927 | 880 | 973 | 934 | 892 | 891 | 895 | 911 | 856 | 795 | 802 | 808 | 835 | 815 | 807 | 803 | 795 | 785 | 778 |
| 交通安全対策特別交付金 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 分担金・負担金 | 248 | 211 | 215 | 206 | 228 | 231 | 235 | 209 | 206 | 204 | 193 | 148 | 101 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 |
| 使用料・手数料 | 254 | 251 | 254 | 235 | 225 | 219 | 219 | 225 | 217 | 214 | 214 | 205 | 198 | 196 | 195 | 194 | 193 | 193 | 193 |
| 国庫支出金 | 1,217 | 2,811 | 2,137 | 1,974 | 1,752 | 1,794 | 2,428 | 2,406 | 2,467 | 2,681 | 2,083 | 2,254 | 5,333 | 3,271 | 3,282 | 2,296 | 2,357 | 2,345 | 2,372 |
| 県支出金 | 962 | 1,081 | 1,706 | 1,270 | 1,314 | 1,373 | 1,297 | 1,569 | 1,730 | 1,791 | 1,448 | 1,556 | 1,634 | 1,841 | 1,811 | 1,669 | 1,702 | 1,724 | 1,736 |
| 財産収入 | 35 | 64 | 77 | 50 | 51 | 52 | 37 | 59 | 95 | 87 | 62 | 78 | 38 | 67 | 66 | 63 | 64 | 64 | 65 |
| 寄附金 | 29 | 16 | 35 | 14 | 53 | 186 | 59 | 59 | 102 | 133 | 183 | 178 | 435 | 638 | 639 | 640 | 640 | 640 | 639 |
| 繰入金 | 1,337 | 332 | 33 | 80 | 222 | 77 | 48 | 82 | 815 | 256 | 673 | 507 | 830 | 343 | 771 | 343 | 1,143 | 743 | 479 |
| 繰越金 | 507 | 524 | 421 | 627 | 694 | 653 | 508 | 555 | 529 | 590 | 509 | 708 | 905 | 1,614 | 1,430 | 901 | 848 | 793 | 779 |
| 諸収入 | 174 | 177 | 243 | 252 | 294 | 201 | 232 | 242 | 284 | 298 | 177 | 130 | 164 | 113 | 113 | 114 | 114 | 113 | 113 |
| 地方債 | 815 | 836 | 1,589 | 1,097 | 1,206 | 1,144 | 1,983 | 2,403 | 1,893 | 2,950 | 1,163 | 1,536 | 1,009 | 1,219 | 1,331 | 1,210 | 2,714 | 2,591 | 2,547 |
| 歳入合計 | 15,408 | 16,160 | 17,312 | 16,201 | 16,078 | 16,181 | 16,966 | 18,210 | 18,068 | 19,067 | 16,097 | 16,929 | 20,652 | 19,345 | 19,458 | 17,259 | 19,624 | 19,018 | 18,622 |
| ◆ 歳 出 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 人件費 | 2,708 | 2,606 | 2,485 | 2,589 | 2,579 | 2,383 | 2,376 | 2,293 | 2,284 | 2,017 | 2,048 | 2,055 | 2,253 | 2,415 | 2,462 | 2,457 | 2,457 | 2,464 | 2,465 |
| 物件費 | 1,589 | 1,317 | 1,442 | 1,381 | 1,287 | 1,259 | 1,577 | 1,722 | 1,699 | 1,727 | 1,823 | 1,930 | 2,108 | 1,971 | 2,008 | 2,046 | 2,084 | 2,370 | 2,218 |
| 維持補修費 | 91 | 92 | 87 | 98 | 86 | 116 | 137 | 122 | 97 | 129 | 112 | 135 | 98 | 113 | 118 | 114 | 115 | 114 | 114 |
| 扶助費 | 2,362 | 2,671 | 3,062 | 3,249 | 3,372 | 3,455 | 3,613 | 3,762 | 3,931 | 3,842 | 3,725 | 3,759 | 3,834 | 3,648 | 3,791 | 3,782 | 3,770 | 3,755 | 3,748 |
| 補助費等 | 1,673 | 2,303 | 1,666 | 1,592 | 1,667 | 1,768 | 1,981 | 2,041 | 1,979 | 1,689 | 1,813 | 1,789 | 4,507 | 2,003 | 1,622 | 1,651 | 1,667 | 1,647 | 1,641 |
| 公債費 | 2,255 | 2,147 | 1,961 | 1,944 | 1,723 | 1,668 | 1,613 | 1,518 | 1,588 | 1,619 | 1,680 | 1,684 | 1,857 | 1,847 | 1,848 | 1,814 | 1,724 | 1,775 | 1,832 |
| 積立金 | 816 | 635 | 1,607 | 943 | 745 | 909 | 401 | 394 | 992 | 516 | 606 | 457 | 536 | 759 | 563 | 677 | 661 | 637 | 603 |
| 投資・出資金・貸付金 | 9 | 23 | 17 | 16 | 19 | 36 | 43 | 50 | 92 | 87 | 89 | 71 | 73 | 74 | 74 | 73 | 73 | 73 | 73 |
| 繰出金 | 1,625 | 1,569 | 1,598 | 1,622 | 1,715 | 1,793 | 1,809 | 2,082 | 1,794 | 1,846 | 1,689 | 1,687 | 1,703 | 1,694 | 1,690 | 1,687 | 1,684 | 1,680 | 1,676 |
| 普通建設事業費 | 1,677 | 2,305 | 2,697 | 1,736 | 1,959 | 2,158 | 2,775 | 3,512 | 2,931 | 5,016 | 1,719 | 2,390 | 1,790 | 2,981 | 2,084 | 1,855 | 4,290 | 3,356 | 3,063 |
| 災害復旧事業費 | 80 | 72 | 63 | 338 | 273 | 127 | 86 | 185 | 90 | 69 | 84 | 67 | 279 | 410 | 2,297 | 252 | 305 | 366 | 376 |
| 歳出合計 | 14,885 | 15,740 | 16,685 | 15,508 | 15,425 | 15,672 | 16,411 | 17,681 | 17,477 | 18,557 | 15,388 | 16,024 | 19,038 | 17,915 | 18,557 | 16,408 | 18,830 | 18,237 | 17,809 |